

新城市 こどもの未来応援 事業計画



平成 29 年 3 月
新 城 市

目 次

第 1 章	計画の策定にあたって.....	1
1	子どもの貧困対策に関する国の動き.....	1
2	本市の計画策定の背景と趣旨.....	3
3	計画の位置づけ.....	4
4	計画の期間と対象.....	5
5	計画の進行管理.....	5
第 2 章	本市の子どもの健康・生活の状況.....	6
1	本市の子どもと家庭の状況.....	6
(1)	生活保護受給世帯数の状況.....	6
(2)	児童扶養手当等受給者数の状況.....	7
(3)	就学援助の状況（小学校・中学校）.....	8
2	子ども・子育て世帯生活実態調査からみる現状と課題.....	9
(1)	「新城市子ども・子育て世帯生活実態調査」の概要.....	9
(2)	生活貧困層・生活困窮層の定義.....	11
(3)	子どもの健やかな育ちの現状.....	12
(4)	養育環境の現状.....	45
3	ヒアリング調査からみる現状と課題.....	48
第 3 章	計画の基本的な考え方.....	51
1	基本理念.....	51
2	基本理念の実現に向けた課題と改善・解決の視点.....	51
(1)	本市における貧困対策の重点課題.....	52
(2)	課題解決に向けた施策展開の視点.....	53
3	計画を推進する重点的な取組（計画の体系）.....	54

第4章	子どもの貧困対策の重点的な取組.....	55
取組1	家庭単位での包括的支援.....	55
取組2	子どもの生活支援.....	59
取組3	子どもの就学・就労支援.....	61
取組4	子どもの居場所づくり.....	64
取組5	保護者の生活支援.....	66
参考資料	69
1	策定経過.....	69
2	新城市子ども・子育て会議委員名簿.....	70

注：「子ども」と「子供」の表記の混在について

新聞やマスコミ等の報道においては両方の表記が使われていますが、行政機関によっても表記が異なります。文部科学省は「子供」で表記し、厚生労働省は「子ども」で表記しています。本計画の文章中、各省庁所管の法令等の表記はそのまま使用していますが、それ以外の表記は「子ども」または「こども」で統一しています。



第 1 章

計画の策定にあたって

1 子どもの貧困対策に関する国の動き

厚生労働省が行う国民生活基礎調査によると、日本の子どもの相対的貧困率は1990年代半ば頃からおおむね上昇傾向にあり、平成24年には16.3%となっています。この数値は、OECD（経済協力開発機構）加盟国を中心とする先進35か国の中でも下位に位置するものであり、国内のおよそ2,000万人の子どものうち、6人に1人にあたる、およそ325万人の子どもの貧困家庭で暮らしていることとなります。

また、子どもがいる現役世帯全体における相対的貧困率は15.1%ですが、そのうち、大人が2人以上いる世帯は12.4%、大人が1人の世帯は54.6%となっており、大人が1人しかいない場合に貧困に陥る可能性が非常に高くなっています。

さらには、経済的理由により就学困難と認められ就学援助を受けている小学生・中学生は平成24年度には約155万人で、平成7年度の調査開始以降初めて減少しましたが、その主な原因は子どもの数全体が減少したことによるものであり、就学援助率はこの10年間で上昇を続けており、平成24年度には過去最高の15.64%となっています。

国では、このような状況を受け、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を平成26年1月に施行しました。

さらに平成26年8月には、子どもの貧困対策についての基本的な方針等を定めた「子供の貧困対策に関する大綱（以下、「大綱」という。）」が策定され、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備を図るとともに、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指した今後の子どもの貧困対策における基本的な方針が示されました。

- ① 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- ② 第一に子供の視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- ③ 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。
- ④ 子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む。

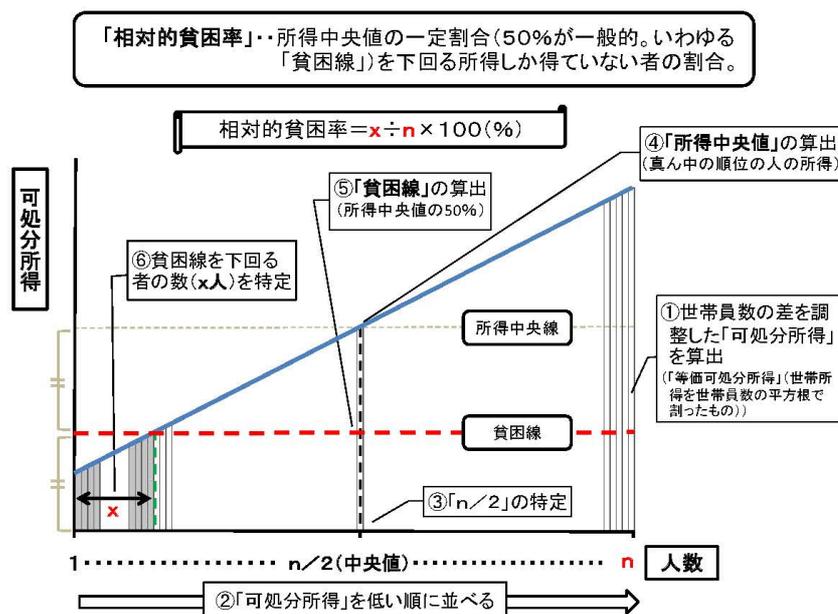


- ⑤教育の支援では、「学校」を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育負担の軽減を図る。
 - ⑥生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する。
 - ⑦保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者の働く姿を子供に示すことなどの教育的な意義にも配慮する。
 - ⑧経済的支援に関する施策は、世帯の生活の下支えするものとして位置付けて確保する。
 - ⑨官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開する。
 - ⑩当面5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。
- 以上の10項目を推進し、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子供の貧困対策を総合的に推進するとしています。

◆参考◆

相対的貧困率とは、ある国や地域の大多数よりも貧しい相対的貧困者の全人口に占める割合のことを言います。単純な購買力よりも国内の所得格差に注目する指標であるため、日本など比較的豊かな先進国でも高い割合が示されています。一方で、絶対的貧困率とは、必要最低限の生活水準を維持するための食糧・生活必需品を購入できる所得・消費水準に達していない絶対貧困者が、その国や地域の全人口に占める割合のことを言います。

国民生活基礎調査における相対的貧困率の算出には、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合として算出しています。貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額を言います。





2 本市の計画策定の背景と趣旨

新城市（以下、「本市」という。）においても、経済的に困難な状況にあり生活保護を受けている世帯の子どもや就学援助を利用している世帯の子ども、その他にも社会的養護等の支援を必要とするなど、厳しい環境にある子どもたちが少なからずいます。そして、そうした子どもと家庭への直接的・間接的な関わりや支援のなかで、貧困の連鎖が経済的困窮のみならず、家庭の養育力や社会的孤立など、多岐で複雑な問題の大きな背景的要因であることが明らかになってきました。

このような環境におかれた子どもたちは、生活習慣の乱れや不衛生、いじめ、不登校、非行、虐待、学力や学習習慣が身につけていないなど、その子ども自身に起因しない格差や不利益を被っています。

子どもたちの将来がその生まれ育った環境により左右されることなく、健やかに育ち、自分の可能性を信じ明るい未来を切り開いていくことができるよう、私たちが地域社会全体の責務として必要な関わりや支援、すなわち「未来への投資」をしていくことが求められています。

すべての子どもの育ちを守り、貧困の連鎖を断ち切り、家庭の経済状況や養育環境等の解決・改善に必要な生活や子育ての支援と、その支援が確実に行き届くための仕組みづくりを推進していくことを目的として、本市では、「新城市こどもの未来応援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定することとしました。

◆参考◆

《子どもの貧困の状況》

子どもの貧困率は、国民生活基礎調査の結果をみると、全国的に年々増加傾向にあり、平成12年から平成24年までの12年間で1.8%の増となっています。

また、子どもがいる現役世帯では、大人が1人の世帯と大人が2人以上の世帯の貧困率に大きな差があり、大人が1人の世帯は生活状況が一層苦しいことがうかがわれます。

	平成12年	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年
相対的貧困率	15.3%	14.9%	15.7%	16.0%	16.1%
子どもの貧困率	14.5%	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%
子どもがいる現役世帯	13.1%	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%
大人が1人	58.2%	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%
大人が2人以上	11.5%	10.5%	10.2%	12.7%	12.4%
貧困線（万円）	137	130	127	125	122

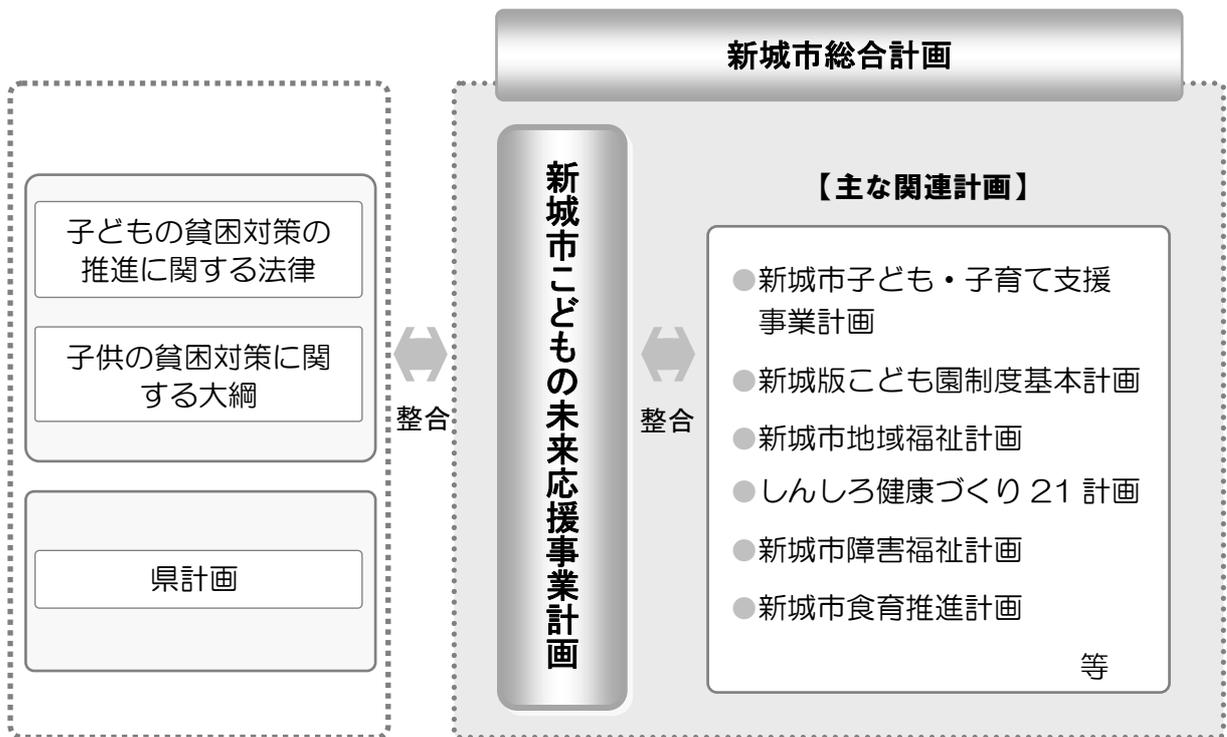
資料：国民生活基礎調査 抜粋



3 計画の位置づけ

本計画は、国の関連する計画との整合を図り、かつ本市の上位計画である「第1次新城市総合計画」及び「新城市子ども・子育て支援事業計画」など子どもに関連する各分野の個別計画との整合を図るとともに、本市における子どもに関する核心的な計画の一つとして位置づけます。

また、「新城市子ども・子育て支援事業計画」が主に保護者の視点やニーズに重点を置いた計画であるのに対し、本計画は、より子どもに焦点を当て、潜在的なニーズを掘り起こし、子どもとその家庭のための包括的な支援を具体的に展開するためのものです。





4 計画の期間と対象

計画の期間については平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

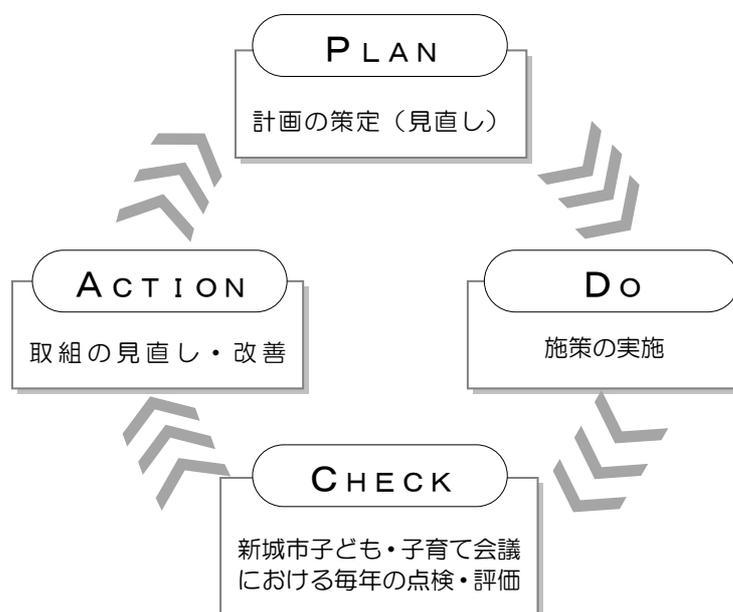
なお、国の動向を踏まえるとともに、各施策の実施状況と成果により必要に応じて計画の見直しを行います。

計画の対象は、原則として妊娠期から18歳までのすべての子どもとその家庭としますが、一部は若者（おおむね40歳まで）も対象とします。

平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度	平成 37年度	平成 38年度
新城市こどもの未来応援事業計画				新城市こどもの未来応援事業計画（改訂版）					
				見直し					

5 計画の進行管理

本計画期間においては、国、県の施策や動向を注視しながら、各施策の進捗状況等を常に評価・検証します。社会経済の状況をはじめとする子どもの貧困を取り巻く環境の変化をとらえながら、計画の期間中においても見直しと改善を図ります。





第2章

本市の子どもの健康・生活の状況

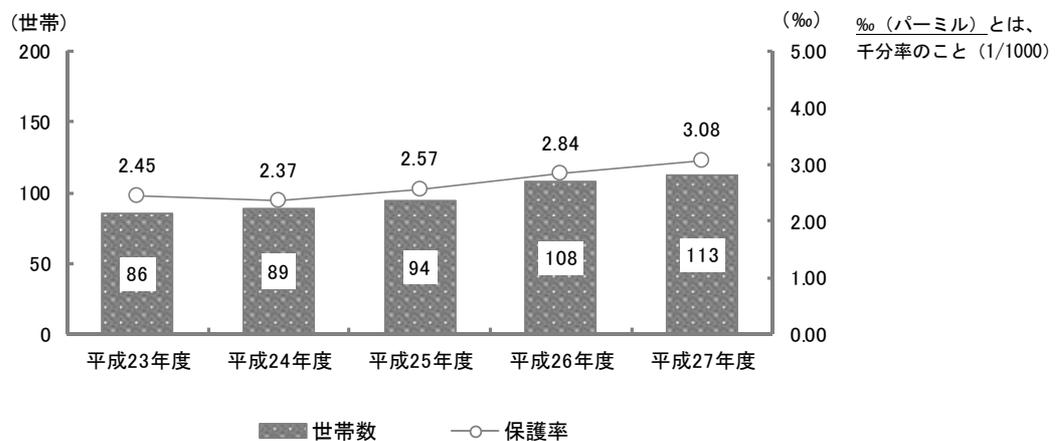
1 本市の子どもと家庭の状況

(1) 生活保護受給世帯数の状況 ●●●●●●●●

生活保護制度は、病気や失業などで生活に困窮する人にその困窮の程度に応じて必要となる保護費の支給などを行い、最低限度の生活を保障し自立の助長を図るものです。

生活保護受給世帯数は平成23年から増加しており、平成27年度で113世帯となっています。保護率（生活保護受給世帯数／全世帯数）については平成24年度から増加しています。

生活保護受給世帯数の状況

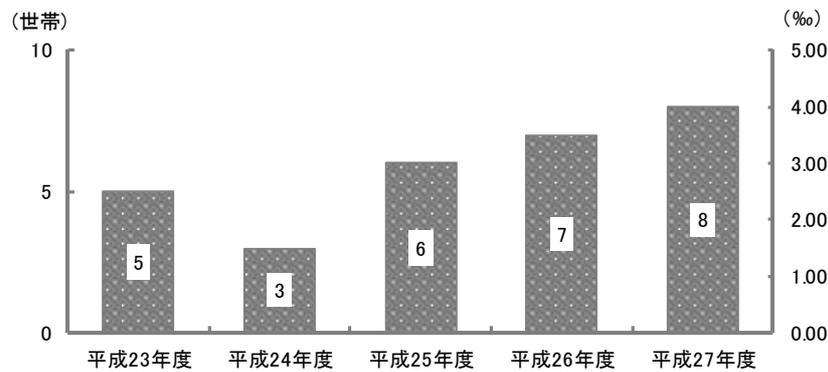


資料：しんしろの福祉（各年4月1日）



そのうち、18歳未満の子どものいる生活保護受給世帯数の推移をみると、世帯数は少ないものの全体と同様の増加傾向にあります。

18歳未満の子どものいる生活保護受給世帯数の状況

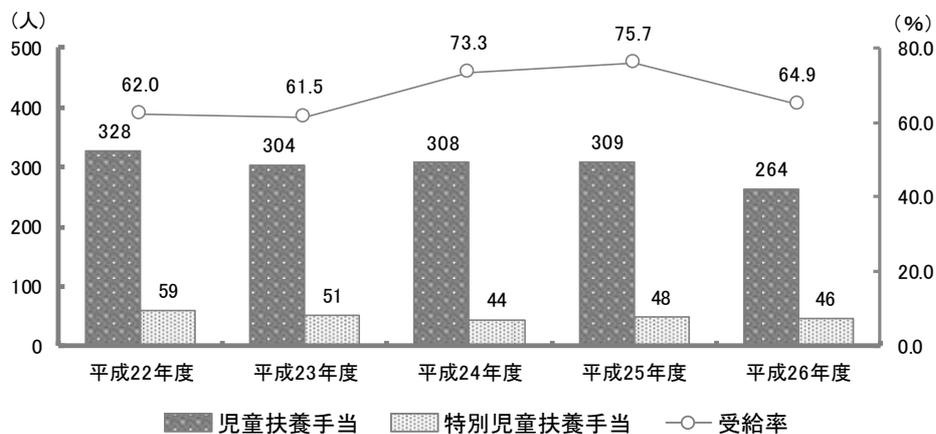


資料：しんしろの福祉（各年4月1日）

(2) 児童扶養手当等受給者数の状況 ●●●●●●●●

児童扶養手当は、両親のいないまたはひとり親などで子どもを養育している家庭の生活の安定と自立を助けることで、子どもが育つ環境を保障することを目的とした手当です。受給資格者数は減少傾向となっているものの、受給率（受給資格者数／児童数）は60～70%台を推移していることから、児童数の減少が影響していると推測されます。また、身体・知的または精神に障害（中度・重度）のある子どもを養育している父母等に支給する特別児童扶養手当は、平成24年度以降40人台で推移しています。

児童扶養手当受給者数の状況



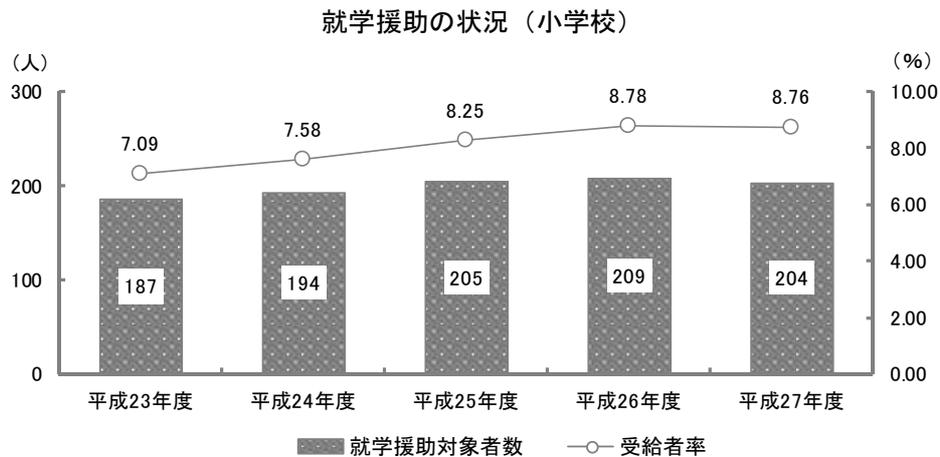
資料：しんしろの福祉



(3) 就学援助の状況（小学校・中学校）

① 小学校

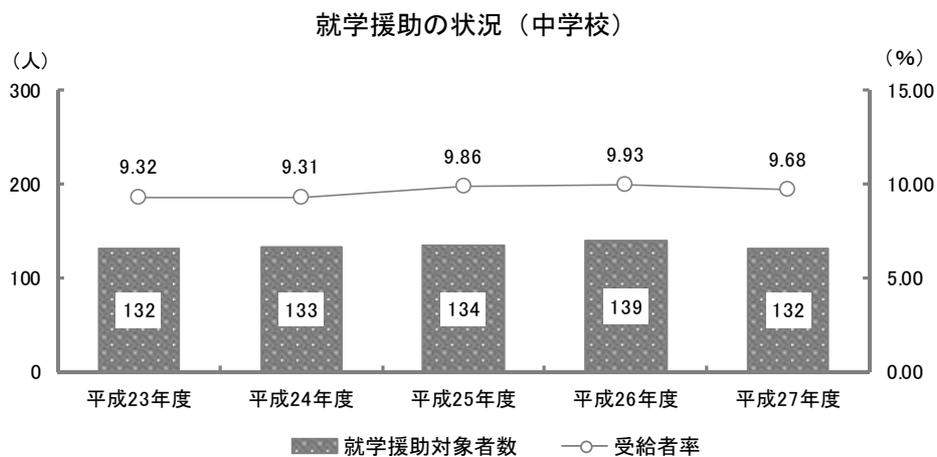
就学援助は経済的に困窮している保護者に、子どもの学用品費等の援助を行うものです。小学校の就学援助の状況をみると、就学援助対象者数が平成23年度から平成25年度にかけて増加していますが、平成25年度以降は横ばいとなっています。一方、受給者率（就学援助対象者数／全児童数）については、全児童数の減少に伴い年々増加しています。



資料：新城市の教育

② 中学校

中学校の就学援助の状況をみると、就学援助対象者数が130人台で推移しています。受給者率（就学援助対象者数／全生徒数）も9%台で横ばい状況となっています。



資料：新城市の教育



2 子ども・子育て世帯生活実態調査からみる現状と課題

(1) 「新城市子ども・子育て世帯生活実態調査」の概要 ●●●●●●●●

① 調査の目的

市内在住の18歳未満の子どもの内、下記の対象年齢2,697人を養育している保護者世帯へ、生活の実態を把握するための調査をしました。

② 対象年齢

平成28年4月1日現在で、下記対象年齢に到達している子どもを対象とし、0歳児については、直近の7月末までの子どもを含めました。

対 象 年 齢	生 年 月 日
0歳児	平成27年4月2日～平成28年7月31日
2歳児	平成25年4月2日～平成26年4月1日
5歳児(年長児)	平成22年4月2日～平成23年4月1日
6歳児(小学校1年生)	平成21年4月2日～平成22年4月1日
10歳児(小学校5年生)	平成17年4月2日～平成18年4月1日
13歳児(中学校2年生)	平成14年4月2日～平成15年4月1日
16歳児(高校2年生)	平成11年4月2日～平成12年4月1日

③ 調査期間

平成28年10月3日(月)～10月14日(金)

④ 調査方法

市内のこども園に通園している対象年齢の世帯については、こども園にて世帯へ配付・回収、小学校と中学校に通学する対象年齢の世帯は各小中学校にて配付・回収しました。

高校2年生とこども園に通園していない対象年齢の世帯については、郵送にて配付・回収しました。



⑤ 回収状況

配付世帯数 2,199件 回収世帯数 1,547件 (回収率 70.4%)

対象年齢	対象年齢別配付数	対象年齢別回収数	回収率
0歳児	356人	218人	61.2%
2歳児	343人	226人	65.9%
5歳児	371人	300人	80.9%
小学校1年生	344人	289人	84.0%
小学校2年生	396人	351人	88.6%
中学校2年生	429人	334人	77.9%
高校2年生	458人	216人	47.2%
合計	2,697人	1,934人	71.7%



(2) 生活貧困層・生活困窮層の定義

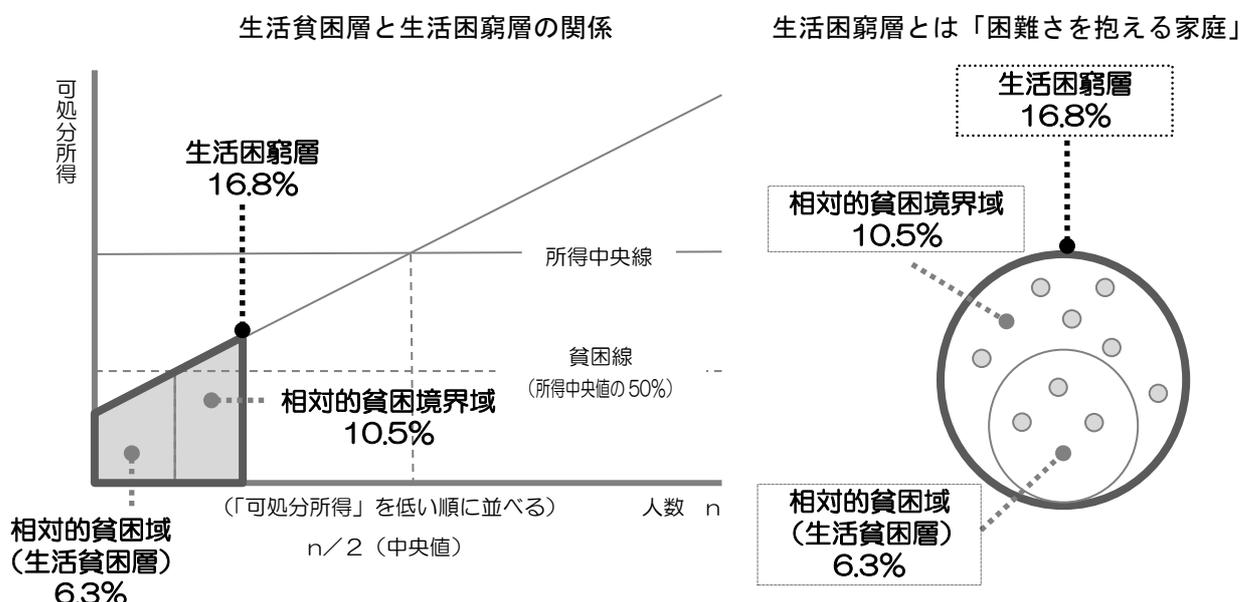
国が定義する「子どもの貧困率」は、世帯収入から国民一人一人の所得を試算し、真ん中の人の所得の半分のラインを相対的な貧困線とし、18歳未満でこの貧困線を下回る人の割合を指しています。厚生労働省の調査では、我が国の子どもの貧困線および貧困率は、昭和60年には1,080,000円、10.9%でしたが、平成24年では1,220,000円、16.3%となり、およそ6人に1人が相対的貧困であるという結果が公表されています。

本市では、子どもの貧困対策の計画策定に向け、「新城市子ども・子育て世帯生活実態調査」の結果から、国の定義に基づき本市における子どもの貧困線及び貧困率を算出するとともに、子どもの生活実態とその保護者の状況から子どもの養育環境を集計・分析し、市独自の定義として相対的貧困域に陥るリスクが高いと推測される領域を設定しました。

本市において算出された子どもの貧困線は1,229,837円であり、貧困率は6.3%となりました。この領域にある子育て世帯を「相対的貧困域（生活貧困層）」にありました。

また、「急な出費で家計のやりくりができない経験」、「債務が返済できない経験」、「ライフラインが止められた経験」、「世帯の総収入額が150万円未満」、「制度利用世帯（生活保護受給世帯）」の1つ以上に該当する世帯については、何かをきっかけに「相対的貧困域（生活貧困層）」に陥る高いリスクを抱えていることから、「相対的貧困境界域」にある世帯として市独自の設定をしました。この「相対的貧困境界域」にある子育て世帯は、10.5%になっています。

本市としては、「相対的貧困域」と「相対的貧困境界域」にある16.8%を「生活困窮層」と定義し、本計画における主たる対象として施策を定めます。



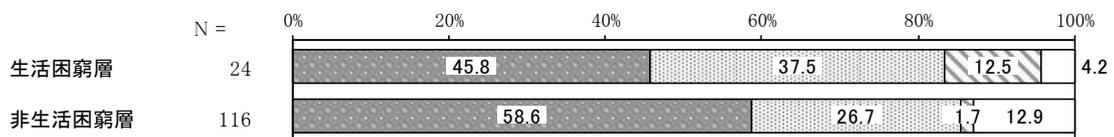


(3) 子どもの健やかな育ちの現状 ●●●●●●●●

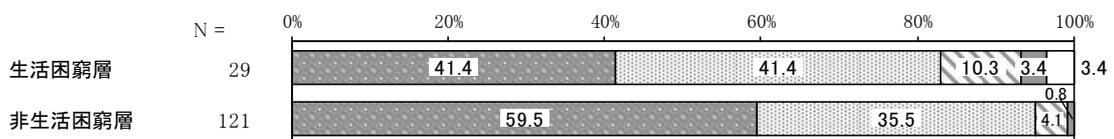
規則正しい生活のリズムができていますかは、小学校1年生で「はい」の割合を比べると、生活困窮層が22.4ポイント低く、0歳（12.8ポイント）、2歳児（18.1ポイント）、5歳児（3.2ポイント）でも低くなっています。

【あなたのお子さんは、規則正しく生活のリズムができていますか（子ども）】

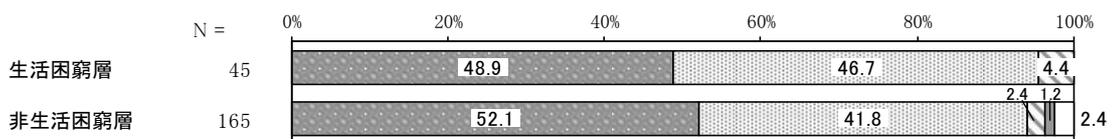
<0歳児>



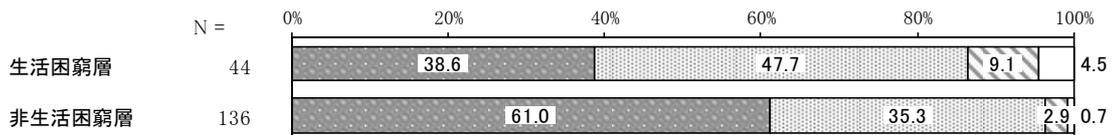
<2歳児>



<5歳児>



<小学校1年生>

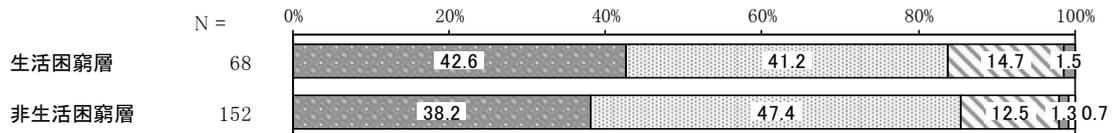


■ はい ■ どちらかといえばはい ■ どちらかといえばいいえ ■ いいえ □ 無回答

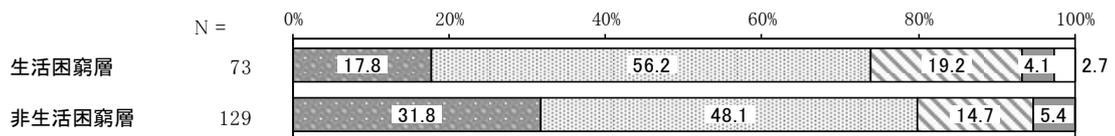


高校2年生での「はい」の割合を比べると、生活困窮層が20.2ポイント低く、中学校2年生（14.0ポイント）でも低くなっています。

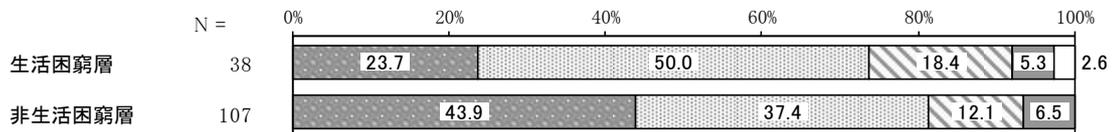
<小学校5年生>



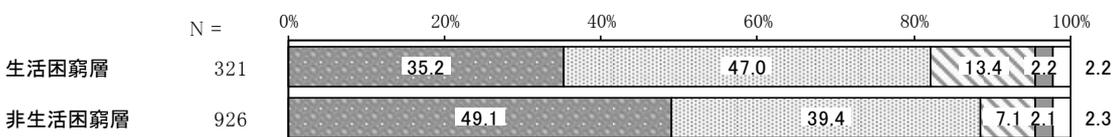
<中学校2年生>



<高校2年生>



<全対象者>



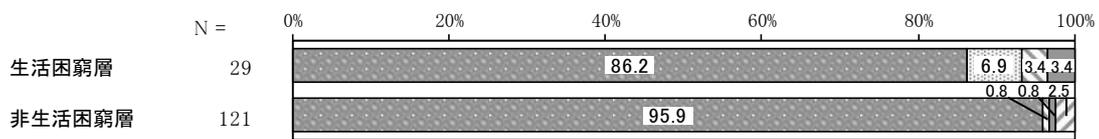
■ はい ■ どちらかといえばはい ■ どちらかといえはいいえ ■ いいえ □ 無回答



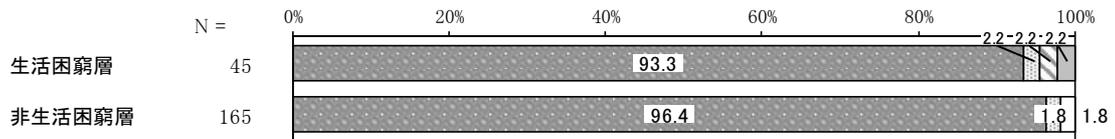
朝食を1週間にどれくらい食べていますかは、2歳児で「毎日食べる」の割合を比べると、生活困窮層が9.7ポイント低く、5歳児（3.1ポイント）、小学校1年生（5.4ポイント）でも低くなっています。

【あなたのお子さんは、朝食を1週間にどれくらい食べていますか（子ども）】

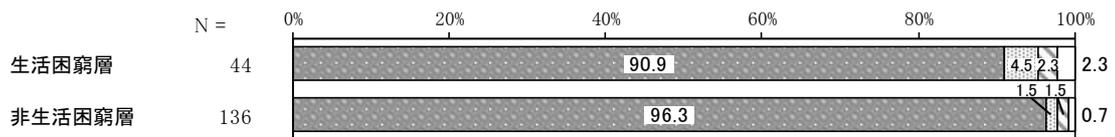
<2歳児>



<5歳児>



<小学校1年生>



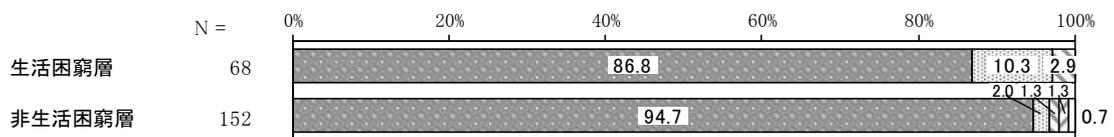
- 毎日食べる
- 週に3、4日は食べる
- 週に1、2日は食べる
- 月に数回は食べる
- 食べないまたはほとんど食べない
- その他
- 無回答



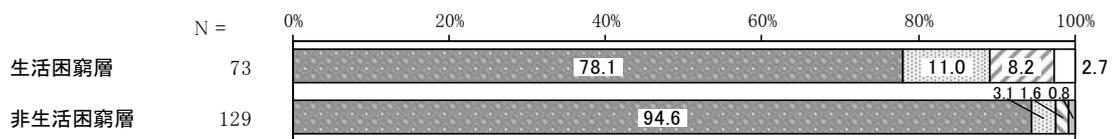
中学校2年生での「毎日食べる」の割合を比べると、生活困窮層が16.5ポイント低く、小学校5年生（7.9ポイント）、高校2年生（10.8ポイント）でも低くなっています。

朝食の摂取状況については、年齢が上がるにつれて生活困窮層の家庭で「週に3、4日は食べる」、「週に1、2日食べる」子どもが一定の割合で見られます。

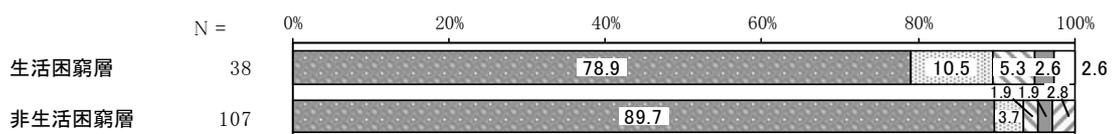
<小学校5年生>



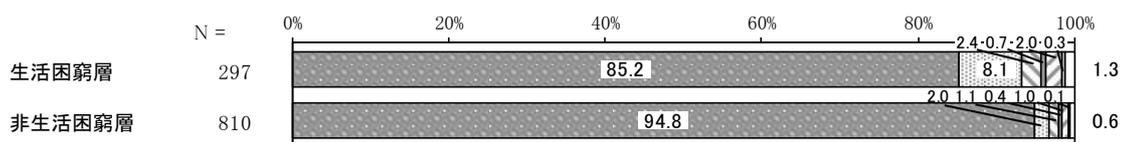
<中学校2年生>



<高校2年生>



<全対象者>



- 毎日食べる
- 週に3、4日は食べる
- ▨ 週に1、2日は食べる
- 月に数回は食べる
- ▨ 食べないまたはほとんど食べない
- その他
- 無回答

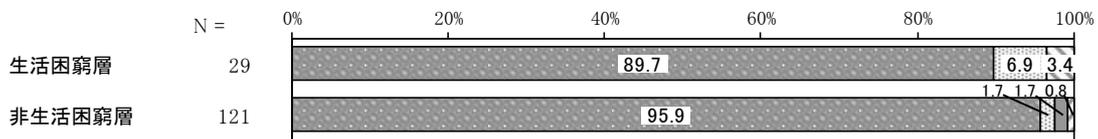


あなたのお子さんは、1日3食、食べていますか、小学校1年生で「毎日食べる」の割合を比べると、生活困窮層が9.2ポイント低く、2歳児（6.2ポイント）でも低くなっています。

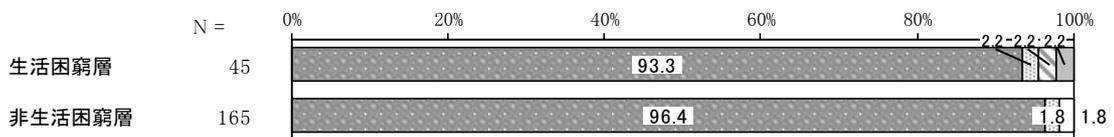
2歳児と小学校1年生の生活困窮層の家庭で「週に3、4日は食べる」子どもが一定の割合で見られます。

【あなたのお子さんは、1日3食、食べていますか】

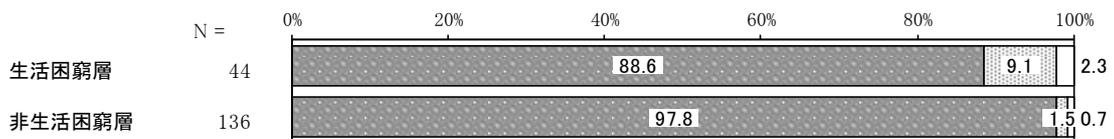
<2歳児>



<5歳児>



<小学校1年生>



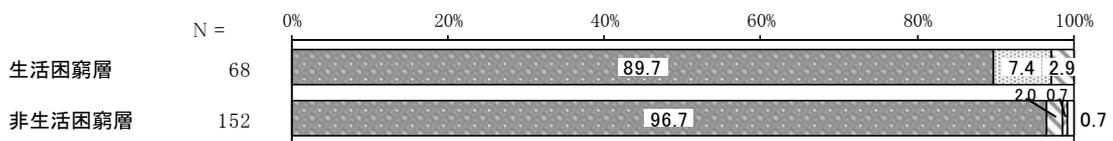
- 毎日食べる
- 週に3、4日は食べる
- 週に1、2日は食べる
- 月に数回は食べる
- 食べないまたはほとんど食べない
- その他
- 無回答



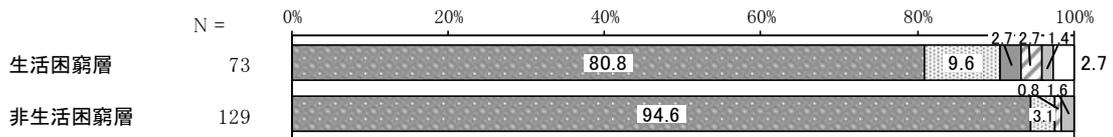
中学校2年生での「毎日食べる」の割合を比べると、生活困窮層が13.8ポイント低く、小学校5年生（7.0ポイント）、高校2年生（11.6ポイント）でも低くなっています。

中学校2年生と高校2年生では「週に3、4日は食べる」、「週に1、2日は食べる」など不規則な食生活習慣の子どもが生活困窮層に多くみられます。

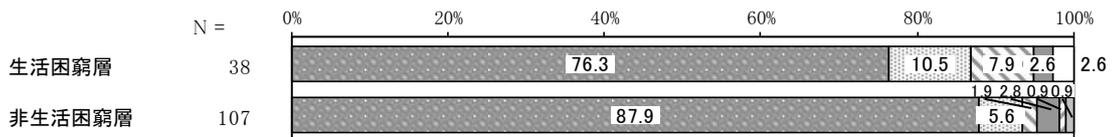
<小学校5年生>



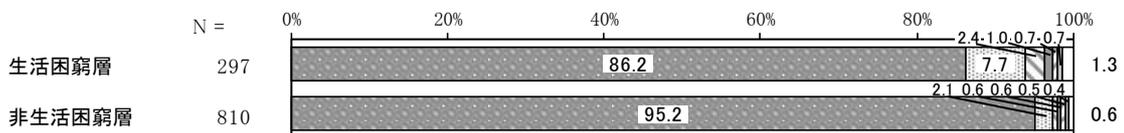
<中学校2年生>



<高校2年生>



<全対象者>



- 毎日食べる
- 週に3、4日は食べる
- ▨ 週に1、2日は食べる
- 月に数回は食べる
- ▨ 食べないまたはほとんど食べない
- その他
- 無回答



歯みがきの習慣がありますかは、小学校1年生で「毎食後または朝晩磨いている」の割合を比べると、生活困窮層が31.5ポイント低くなっています。

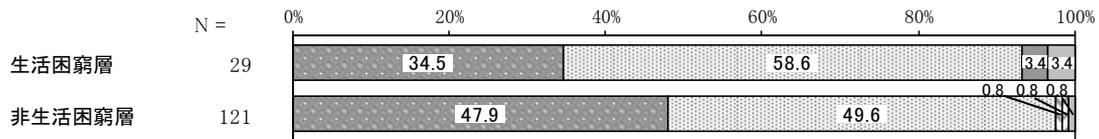
生活困窮層の歯磨きの習慣については、2歳児と小学校1年生で「1日1回磨いている」子どもが多くみられます。

【あなたのお子さんは、歯みがきの習慣がありますか】

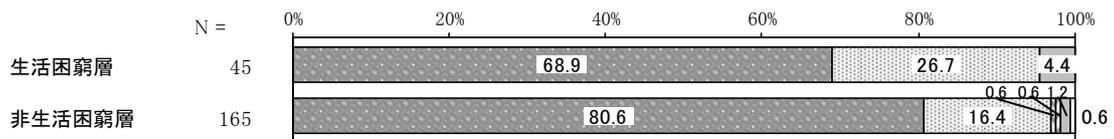
<0歳児>



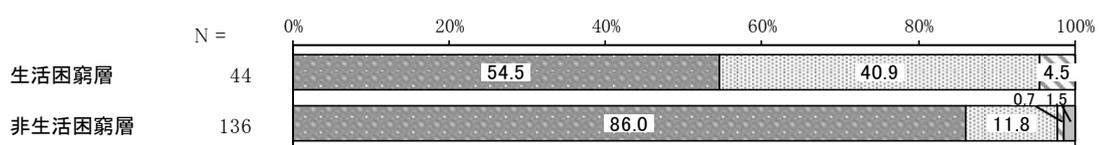
<2歳児>



<5歳児>



<小学校1年生>



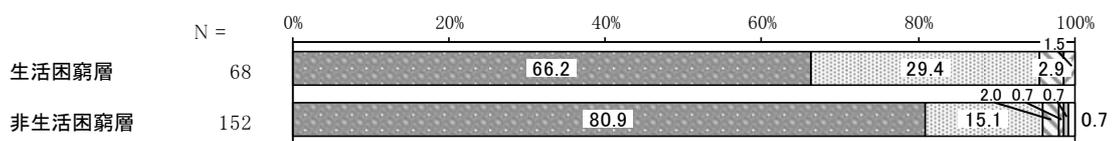
- 毎食後または朝晩磨いている
- 1日1回磨いている
- 週に数回磨いている
- 月に数回磨いている
- 磨かないまたはほとんど磨かない
- その他
- 無回答



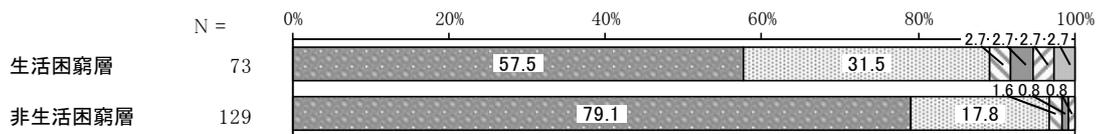
高校2年生での「毎食後または朝晩磨いている」の割合を比べると、生活困窮層が21.8ポイント低く、小学校5年生（14.7ポイント）、中学校2年生（21.6ポイント）でも低くなっています。

歯磨きの習慣については、生活困窮層と非生活困窮層を比べてどの学年においても大きな差がみられます。

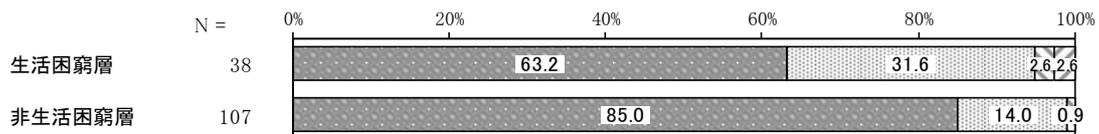
<小学校5年生>



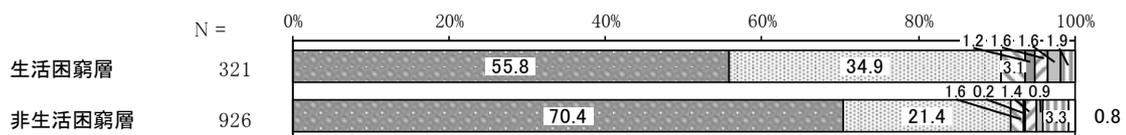
<中学校2年生>



<高校2年生>



<全対象者>



- 毎食後または朝晩磨いている
- 1日1回磨いている
- 週に数回磨いている
- 月に数回磨いている
- 磨かないまたはほとんど磨かない
- その他
- 無回答

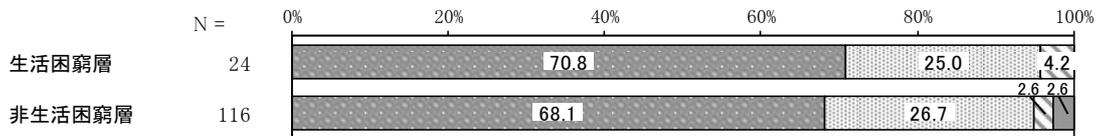


家族としての絆が芽生えたかは、5歳児で「あてはまる」の割合を比べると、生活困窮層が21.8ポイント低く、2歳児（14.4ポイント）でも低くなっています。

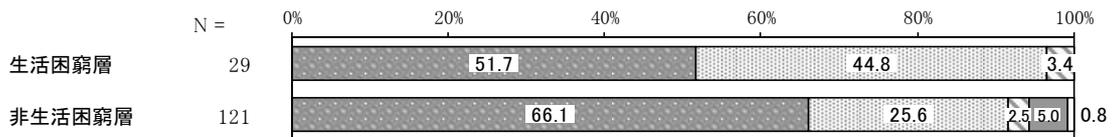
5歳児と小学校1年生で「どちらかというにあてはまらない」、「あてはまらない」について生活困窮層で一定の割合がみられます。

【家族としての絆が芽生えた】

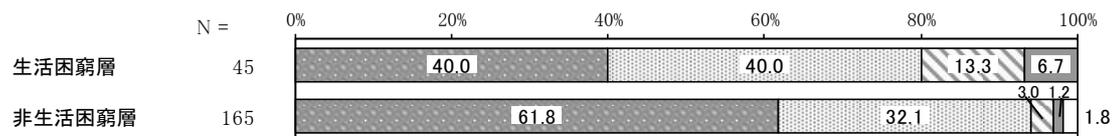
<0歳児>



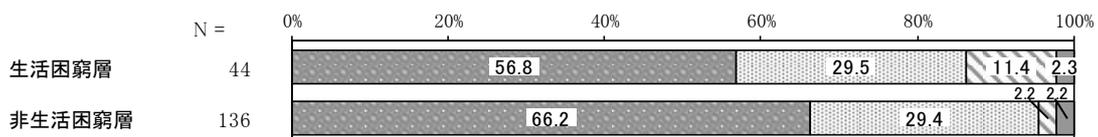
<2歳児>



<5歳児>



<小学校1年生>



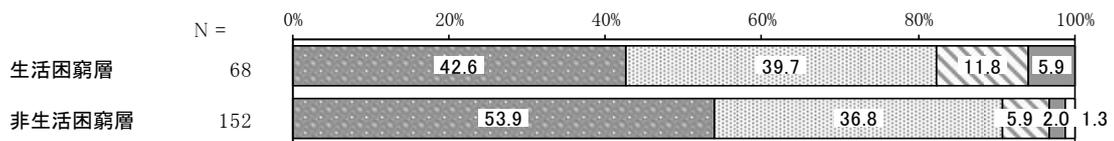
- あてはまる
- どちらかというにあてはまる
- ▨ どちらかというにあてはまらない
- あてはまらない
- 無回答



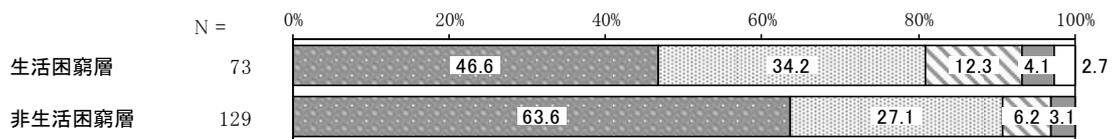
中学校2年生での「あてはまる」の割合を比べると、生活困窮層が17.0ポイント低く、高校2年生（8.4ポイント）でも低くなっています。

家族としての絆については、5歳児、小学校1年生、小学校5年生、中学校2年生、高校2年生で生活困窮層と非生活困窮層の差がみられ、5歳児で最大となり21.8ポイントの差となっています。

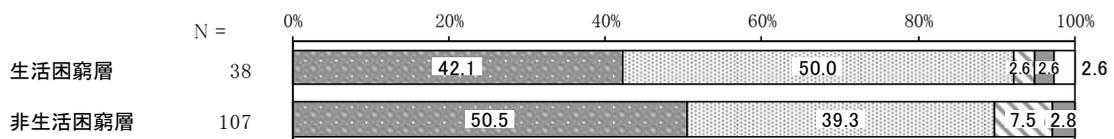
<小学校5年生>



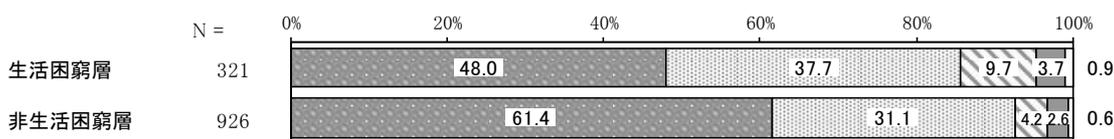
<中学校2年生>



<高校2年生>



<全対象者>



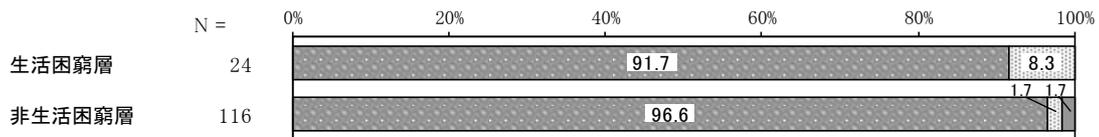
- あてはまる
- どちらかというにあてはまる
- どちらかというにあてはまらない
- あてはまらない
- 無回答



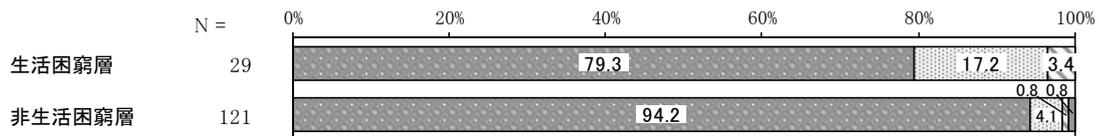
この子を産んでよかったと思えるかは、2歳児で「あてはまる」の割合を比べると、生活困窮層が14.9ポイント低く、5歳児（5.7ポイント）、小学校1年生（4.0ポイント）でも低くなっています。

【この子を産んでよかったと思える】

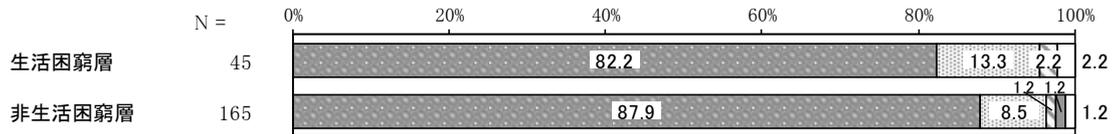
<0歳児>



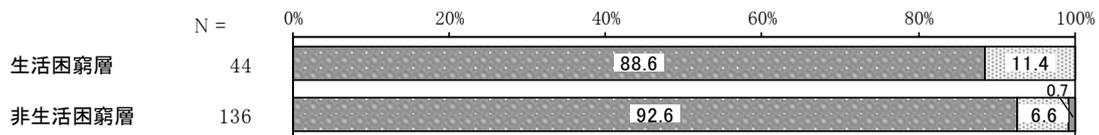
<2歳児>



<5歳児>



<小学校1年生>

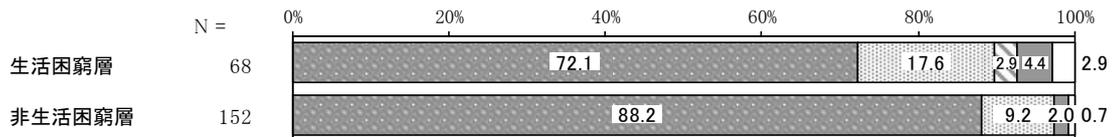


- あてはまる
- どちらかというにあてはまる
- ▨ どちらかというにあてはまらない
- あてはまらない
- 無回答

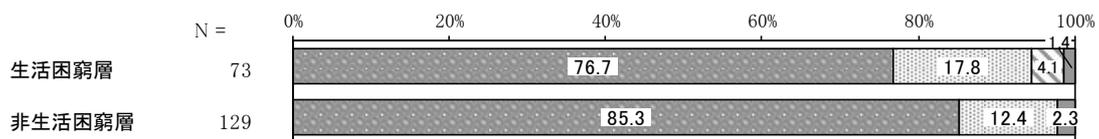


小学校5年生での「あてはまる」の割合を比べると、生活困窮層が16.1ポイント低く、中学校2年生（8.6ポイント）、高校2年生（2.7ポイント）でも低くなっています。

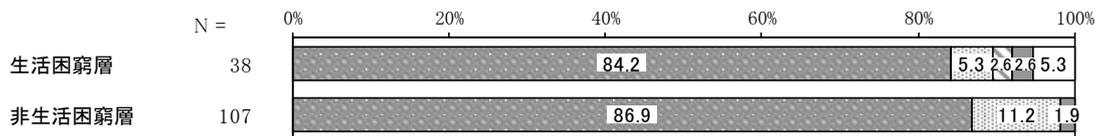
<小学校5年生>



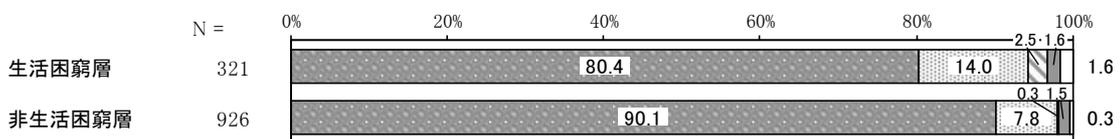
<中学校2年生>



<高校2年生>



<全対象者>



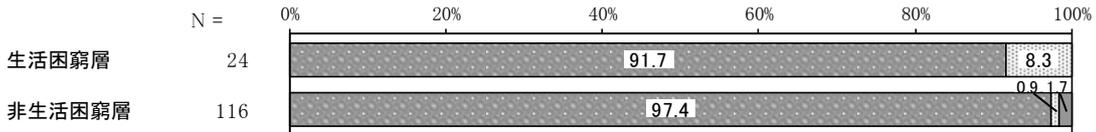
- あてはまる
- どちらかというにあてはまる
- どちらかというにあてはまらない
- あてはまらない
- 無回答



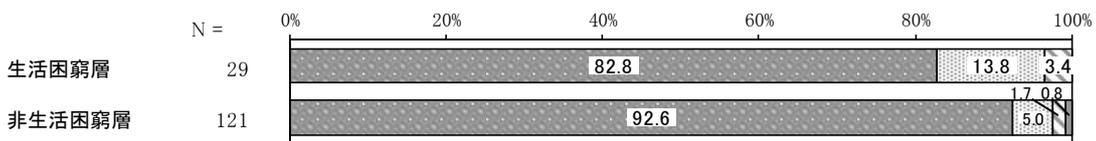
子どもの成長が楽しいかは、2歳児で「あてはまる」の割合を比べると、生活困窮層が9.8ポイント低く、小学校1年生（8.5ポイント）でも低くなっています。

【子どもの成長が楽しい】

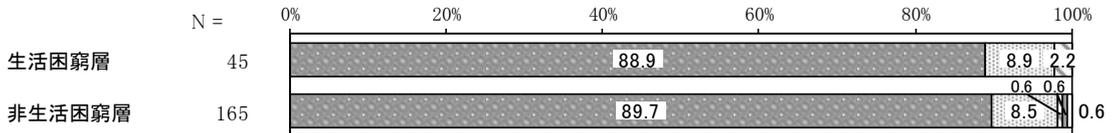
<0歳児>



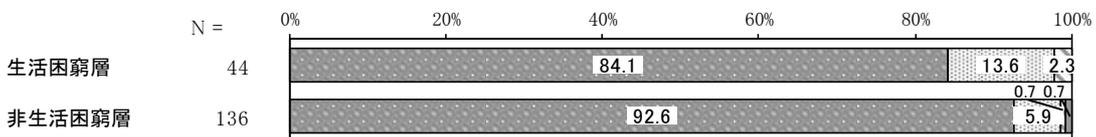
<2歳児>



<5歳児>



<小学校1年生>



- あてはまる
- どちらかというにあてはまる
- どちらかというにあてはまらない
- あてはまらない
- 無回答

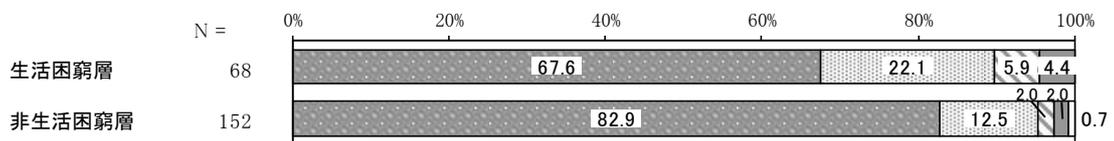


小学校5年生での「あてはまる」の割合を比べると、生活困窮層が15.3ポイント低くなっています。また、「どちらかというにあてはまる」、「どちらかというにあてはまらない」の割合で生活困窮層と非生活困窮層で大きな差がみられます。

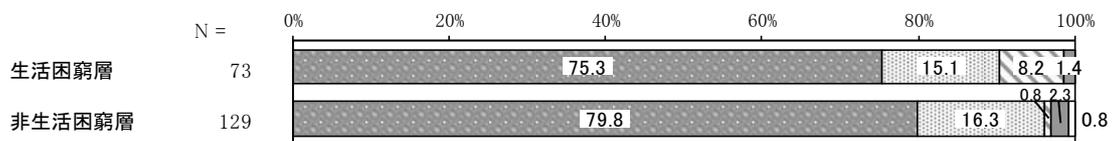
中学校2年生での「あてはまる」の割合を比べると、生活困窮層が4.5ポイント低くなっています。また、「どちらかというにあてはまらない」の割合で生活困窮層と非生活困窮層で大きな差がみられます。

高校2年生での「あてはまる」の割合を比べると、生活困窮層が5.9ポイント低くなっています。

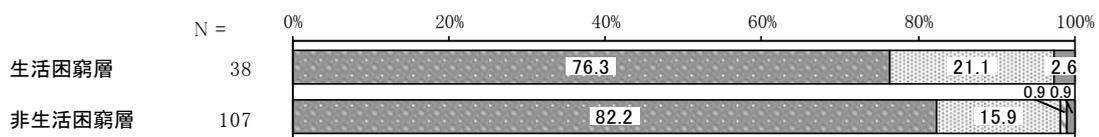
<小学校5年生>



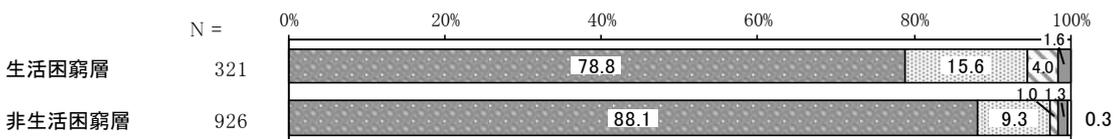
<中学校2年生>



<高校2年生>



<全対象者>



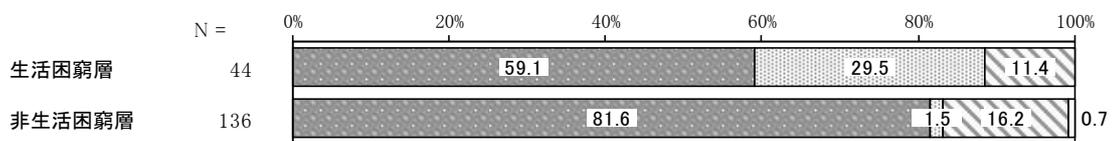
- あてはまる
- どちらかというにあてはまる
- どちらかというにあてはまらない
- あてはまらない
- 無回答



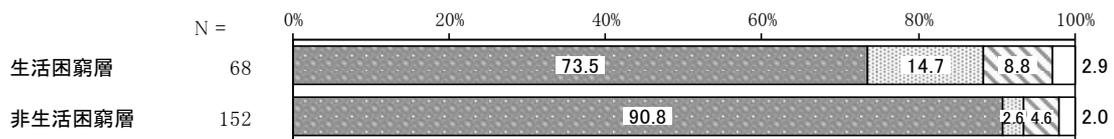
習い事・学習塾・通信教育のいずれかをしているかは、小学校1年生で「している」の割合を比べると、生活困窮層が22.5ポイント低く、小学校5年生（17.3ポイント）でも低くなっています。

【習い事・学習塾・通信教育のいずれかをしている】

<小学校1年生>



<小学校5年生>



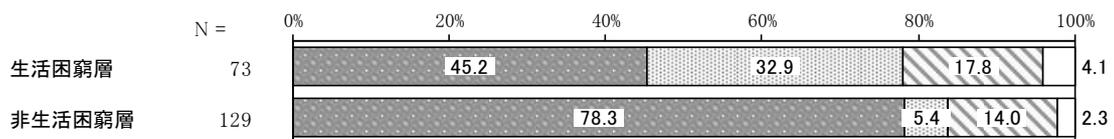
■ している ■ 経済的にできない ■ 必要だと思わない □ 無回答



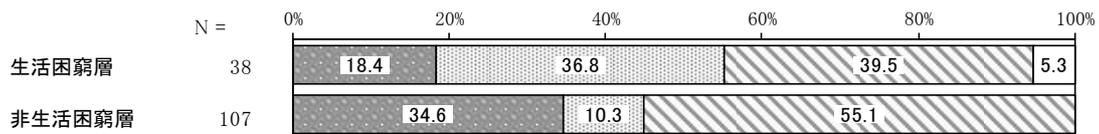
中学校2年生での「している」の割合を比べると、生活困窮層が33.1ポイント低く、高校2年生（16.2ポイント）でも低くなっています。

習い事・学習塾・通信教育の有無については、「経済的にできない」と答えている割合が、すべての学年において生活困窮層と非生活困窮層で大きな差がでています。

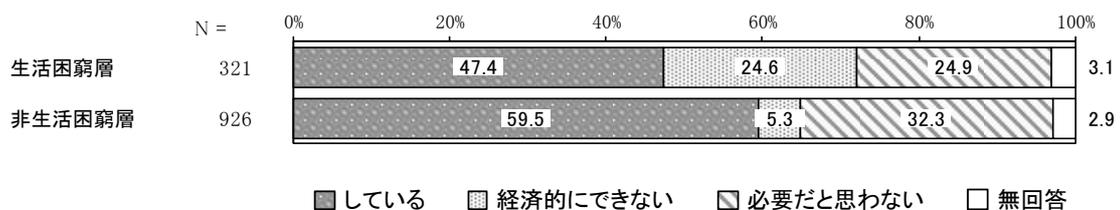
<中学校2年生>



<高校2年生>



<全対象者>

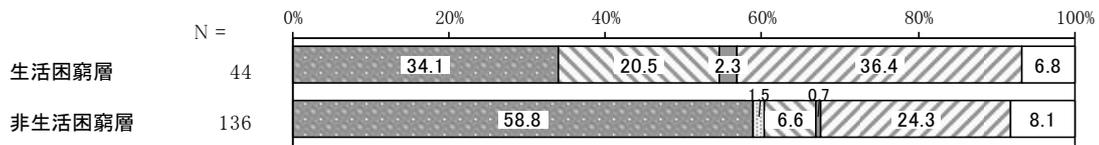




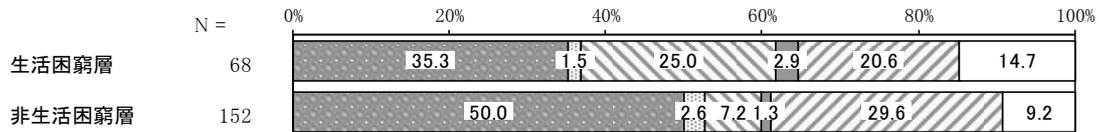
短大・高専・専門学校までの教育については、小学校1年生で「必要だと思うが経済的に受けさせられない」の割合を比べると、生活困窮層が13.9ポイント高く、小学校5年生（17.8ポイント）でも高くなっています。

【短大・高専・専門学校までの教育】

<小学校1年生>



<小学校5年生>



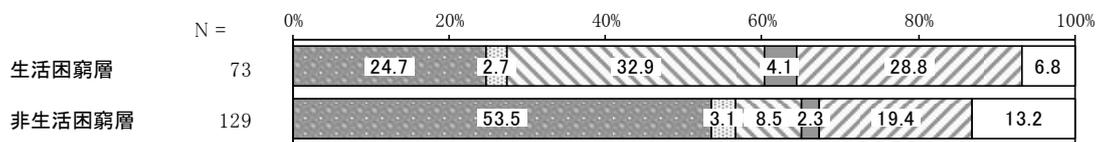
- 受けさせたい
- 経済的に可能だが必要だと思わない
- 必要だと思うが経済的に受けさせられない
- 必要だと思わないし、経済的にも受けさせられない
- わからない
- 無回答



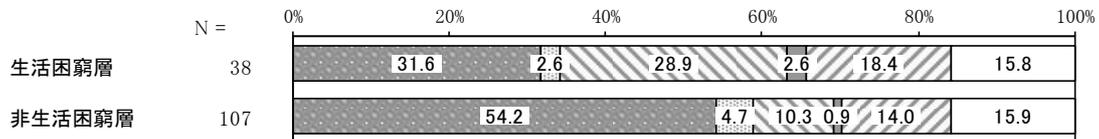
中学校2年生での「必要だと思うが経済的に受けさせられない」の割合を比べると、生活困窮層が24.4ポイント高く、高校2年生（18.6ポイント）でも高くなっています。

短大・高専・専門学校までの教育意向については、生活困窮層ではすべての学年で経済的な理由であきらめる傾向がみられ、中学校2年生でその差が最大となっています。

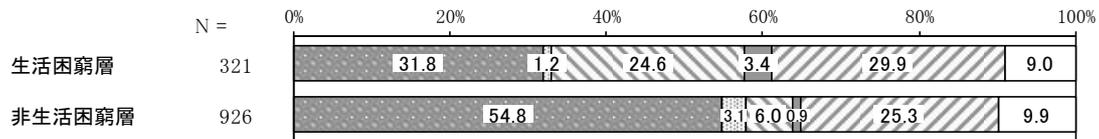
<中学校2年生>



<高校2年生>



<全対象者>



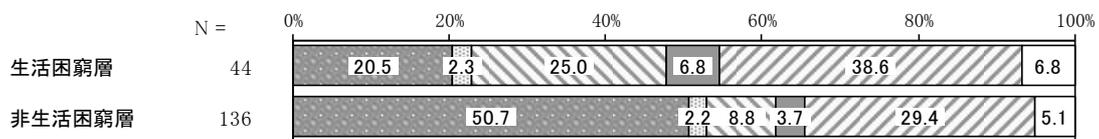
- 受けさせたい
- 経済的に可能だが必要だと思わない
- 必要だと思うが経済的に受けさせられない
- 必要だと思わないし、経済的にも受けさせられない
- わからない
- 無回答



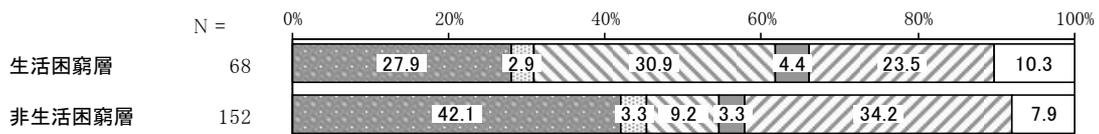
大学までの教育については、小学校1年生で「必要だと思うが経済的に受けさせられない」の割合を比べると、生活困窮層が16.2ポイント高く、小学校5年生（21.7ポイント）でも高くなっています。

【大学までの教育】

<小学校1年生>



<小学校5年生>



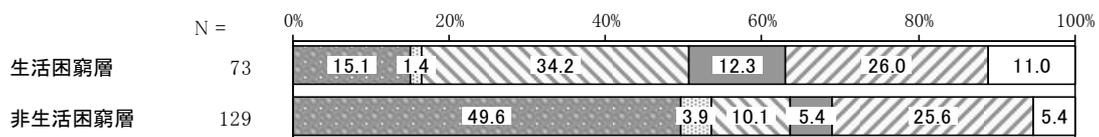
- 受けさせたい
- 経済的に可能だが必要だと思わない
- 必要だと思うが経済的に受けさせられない
- 必要だと思わないし、経済的にも受けさせられない
- わからない
- 無回答



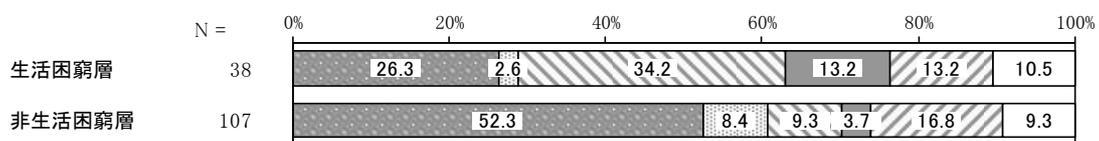
中学校2年生での「必要だと思うが経済的に受けさせられない」の割合を比べると、生活困窮層が24.1ポイント高く、高校2年生（24.9ポイント）でも高くなっています。

大学までの教育意向については、生活困窮層のすべての学年で経済的な理由であきらめる傾向がみられ、学年が上がる毎にその差が大きくなっています。

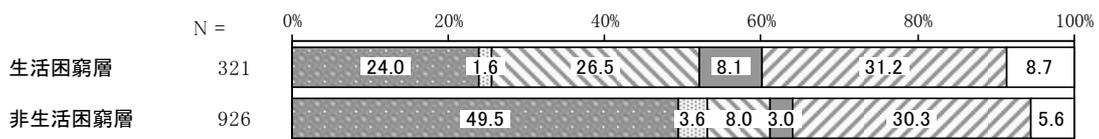
<中学校2年生>



<高校2年生>



<全対象者>



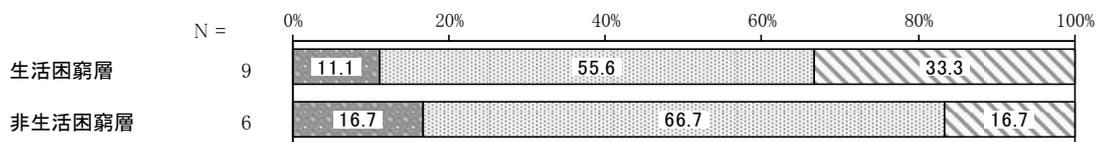
- 受けさせたい
- 経済的に可能だが必要だと思わない
- 必要だと思うが経済的に受けさせられない
- 必要だと思わないし、経済的にも受けさせられない
- わからない
- 無回答



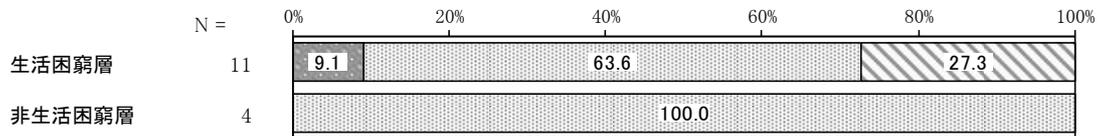
現在の就学援助は、学校にかかる経費をカバーできているかは、小学校1年生で「十分にカバーできている」と「ほぼカバーできている」を合わせた割合を比べると、生活困窮層が16.7ポイント低く、小学校5年生（27.3ポイント）でも低くなっています。

【現在の就学援助は、学校にかかる経費をカバーできていますか】

<小学校1年生>



<小学校5年生>

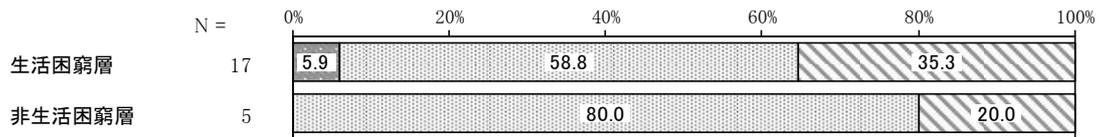


■ 十分にカバーできている ■ ほぼカバーできている ■ カバーできていない
□ 無回答

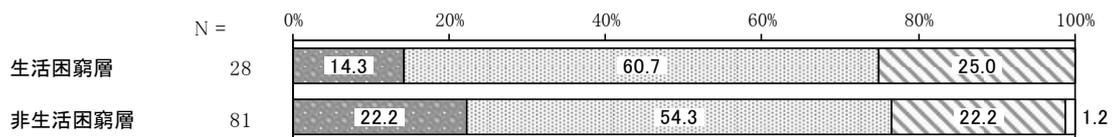


中学校2年生での「十分にカバーできている」と「ほぼカバーできている」を合わせた割合を比べると、生活困窮層が15.3ポイント低くなっています。

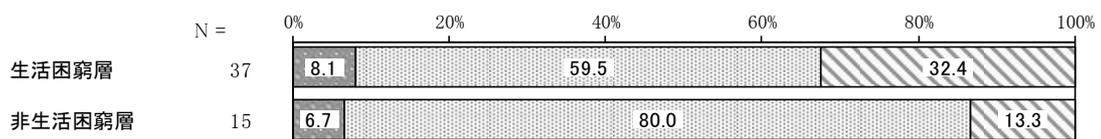
<中学校2年生>



<高校2年生>



<全対象者>



■ 十分にカバーできている ■ ほぼカバーできている ■ カバーできていない
□ 無回答



子ども用のものを持っているかは、非生活困窮層に比べ、生活困窮層では、子どもの年齢が低くなるにつれて「ゲーム機」、「インターネットにつながるパソコン」、「携帯電話」、「タブレット」の所有率が高くなる傾向がみられます。

【子ども用のものを持っているか】

		絵本、図鑑などの本		子ども部屋		子ども専用の勉強机		スポーツ用品		自転車・三輪車	
		持っている	持っていない	持っている	持っていない	持っている	持っていない	持っている	持っていない	持っている	持っていない
全対象者	生活困窮層	86.3	12.4	64.5	33.3	52.6	44.6	76.3	20.0	87.5	10.2
	非生活困窮層	95.2	3.8	70.5	27.2	52.3	44.3	82.6	14.4	89.6	8.4
0歳児	生活困窮層	100.0	0.0	37.5	54.2	0.0	91.6	54.2	37.5	62.5	29.2
	非生活困窮層	95.7	2.6	44.0	50.9	6.9	84.5	32.8	56.9	42.2	49.2
2歳児	生活困窮層	100.0	0.0	27.6	72.4	10.3	89.7	65.5	31.0	65.5	34.5
	非生活困窮層	98.3	0.0	56.2	42.2	10.7	85.1	76.9	19.9	89.3	8.3
5歳児	生活困窮層	95.6	4.4	53.3	46.6	22.2	75.6	68.9	26.7	86.7	11.1
	非生活困窮層	98.2	1.8	61.2	35.8	28.5	67.3	87.9	9.7	98.8	1.2
小学校1年生	生活困窮層	88.6	11.4	54.5	43.1	47.7	47.7	84.1	13.7	88.6	11.4
	非生活困窮層	99.3	0.7	68.4	29.5	58.8	38.2	93.4	5.9	99.3	0.7
小学校5年生	生活困窮層	86.8	13.2	76.5	23.5	69.1	30.8	88.2	11.7	97.1	3.0
	非生活困窮層	94.7	3.3	83.6	14.4	82.2	15.8	94.7	3.3	97.4	0.7
中学校2年生	生活困窮層	72.6	24.6	79.5	19.1	76.7	20.5	82.2	15.0	93.2	4.1
	非生活困窮層	90.7	7.7	89.9	7.8	88.4	9.3	92.2	4.7	96.1	2.4
高校2年生	生活困窮層	78.9	15.8	84.2	7.9	84.2	10.5	65.8	23.7	92.1	2.6
	非生活困窮層	87.9	12.1	90.7	9.3	90.7	9.3	92.5	7.5	96.3	3.7

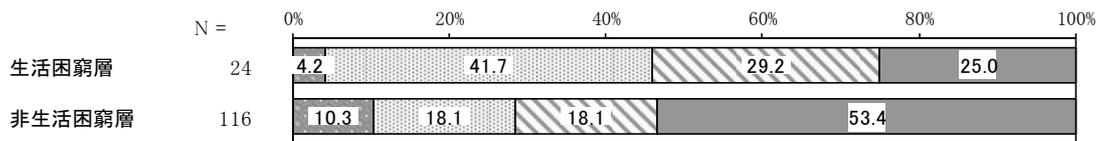
		ゲーム機		インターネットにつながるパソコン		おもちゃ		携帯電話		タブレット	
		持っている	持っていない	持っている	持っていない	持っている	持っていない	持っている	持っていない	持っている	持っていない
全対象者	生活困窮層	67.0	30.5	59.8	38.0	84.7	12.2	30.2	67.6	23.4	73.8
	非生活困窮層	56.5	41.5	62.1	36.2	90.1	8.3	24.6	73.0	18.7	78.8
0歳児	生活困窮層	12.5	79.2	33.3	58.3	95.8	4.2	20.8	70.8	25.0	66.7
	非生活困窮層	5.2	87.1	32.8	61.2	93.1	4.3	6.0	86.2	6.0	86.2
2歳児	生活困窮層	27.6	72.4	51.7	48.3	100.0	0.0	6.9	93.1	24.1	75.8
	非生活困窮層	10.7	86.8	45.5	52.1	98.3	0.0	10.7	86.0	9.9	85.9
5歳児	生活困窮層	55.6	42.2	46.7	53.3	100.0	0.0	4.4	95.6	6.7	93.3
	非生活困窮層	46.1	53.3	53.3	46.7	98.8	1.2	6.1	92.1	17.0	82.4
小学校1年生	生活困窮層	68.2	31.8	61.4	38.6	93.2	4.6	11.4	86.3	13.6	84.1
	非生活困窮層	59.6	40.4	55.9	44.1	97.8	2.2	5.9	94.1	11.8	87.5
小学校5年生	生活困窮層	89.7	10.3	57.4	42.6	89.7	10.3	27.9	72.1	26.5	72.1
	非生活困窮層	92.1	5.9	77.6	20.4	94.1	3.9	19.7	78.2	20.4	77.7
中学校2年生	生活困窮層	83.6	13.7	75.3	20.5	68.5	26.0	39.7	57.5	37.0	60.3
	非生活困窮層	91.5	6.2	85.3	13.2	73.6	21.7	43.4	54.3	41.1	56.6
高校2年生	生活困窮層	71.1	21.0	71.1	23.7	60.5	26.3	92.1	2.6	21.1	71.1
	非生活困窮層	83.2	16.8	84.1	14.9	68.2	30.8	97.2	2.8	24.3	74.8



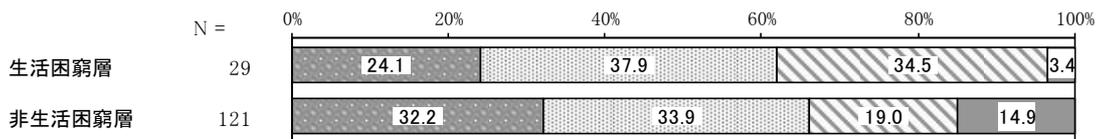
イライラして子どもにあたったことの有無については、0歳児で「あてはまる」と「どちらかというにあてはまる」を合わせた割合を比べると、生活困窮層が17.5ポイント高く、5歳児（10.7ポイント）でも高くなっています。

【イライラして子どもにあたったことの有無】

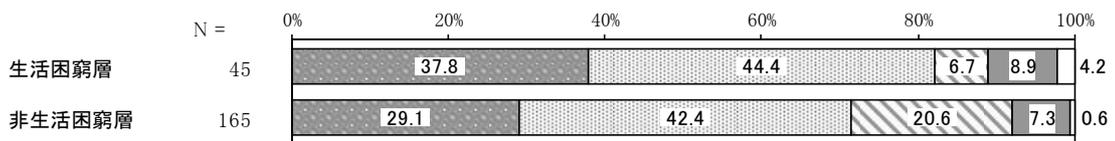
<0歳児>



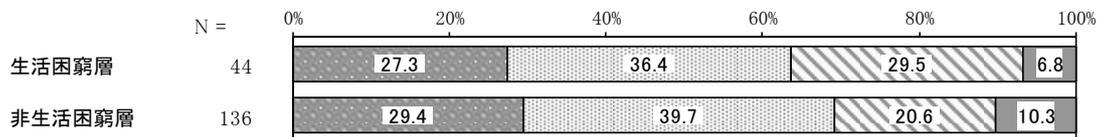
<2歳児>



<5歳児>



<小学校1年生>

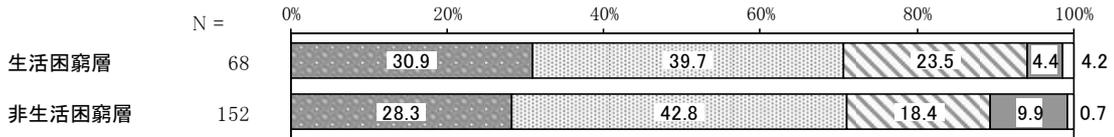


- あてはまる
- あてはまらない
- ▨ どちらかというにあてはまる
- ▨ どちらかというにあてはまらない
- 無回答

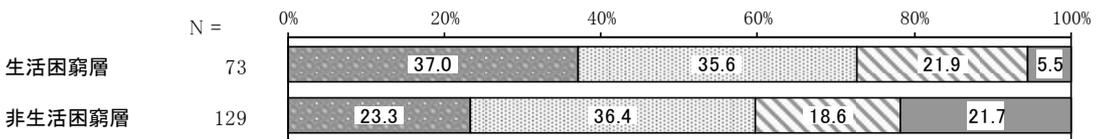


中学校2年生での「あてはまる」と「どちらかというにあてはまる」を合わせた割合を比べると、生活困窮層が12.9ポイント高く、高校2年生（21.1ポイント）でも高くなっています。

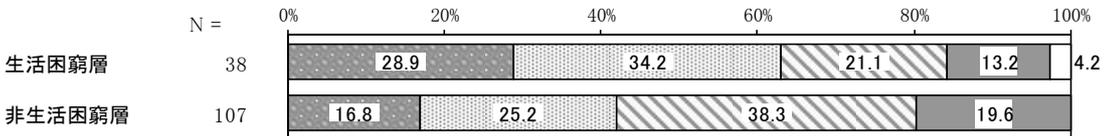
<小学校5年生>



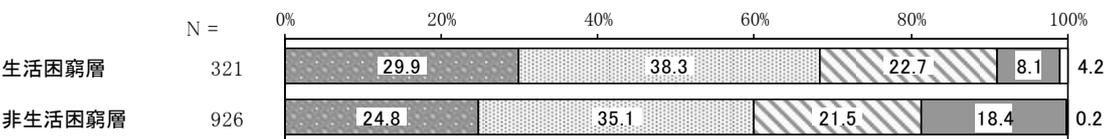
<中学校2年生>



<高校2年生>



<全対象者>



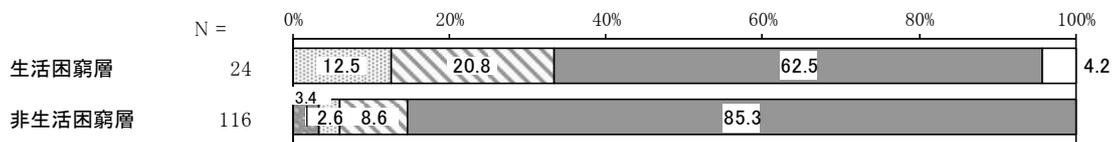
- あてはまる
- あてはまらない
- ▨ どちらかというにあてはまる
- ▨ どちらかというにあてはまらない
- 無回答



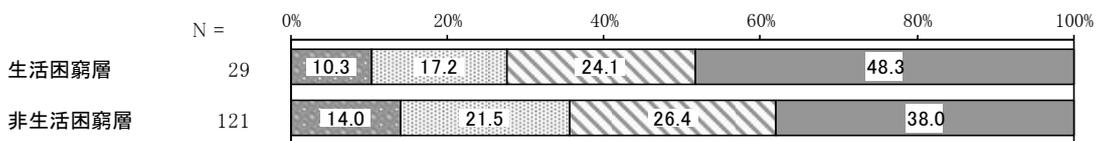
感情的に子どもを叩いたことの有無については、0歳児で「あてはまる」と「どちらかというにあてはまる」を合わせた割合を比べると、生活困窮層が6.5ポイント高くなっています。一方、2歳児では非生活困窮層が8.0ポイント高くなっています。

【感情的に子どもを叩いたことの有無】

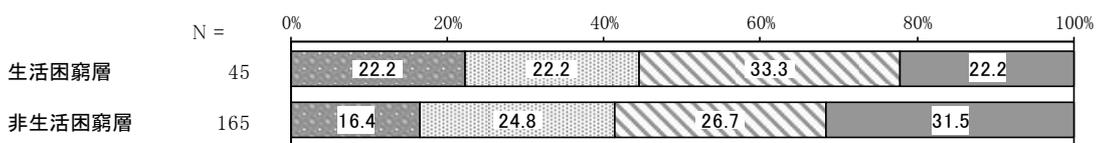
<0歳児>



<2歳児>



<5歳児>



<小学校1年生>

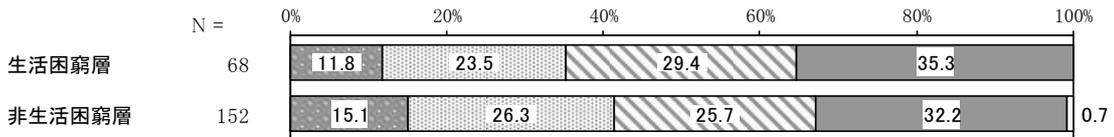


- あてはまる
- あてはまらない
- ▨ どちらかというにあてはまる
- ▨ どちらかというにあてはまらない
- 無回答

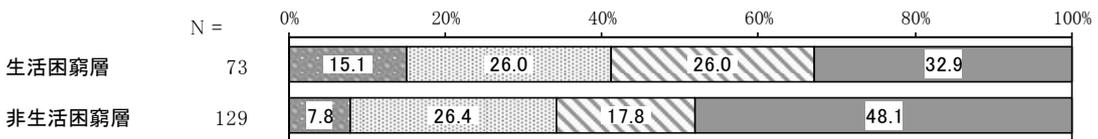


小学校5年生での「あてはまる」と「どちらかというにあてはまる」を合わせた割合を比べると、非生活困窮層が6.1ポイント高くなっています。一方、中学校2年生では、生活困窮層が6.9ポイント高くなっています。

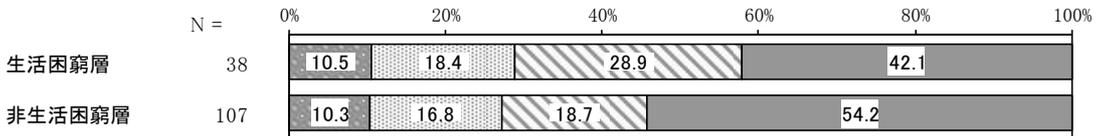
<小学校5年生>



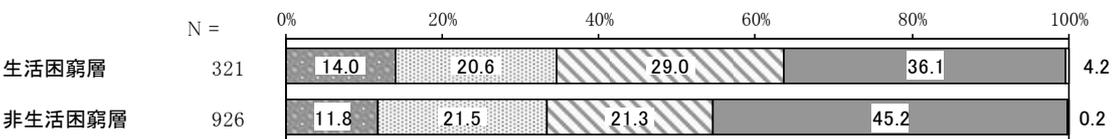
<中学校2年生>



<高校2年生>



<全対象者>



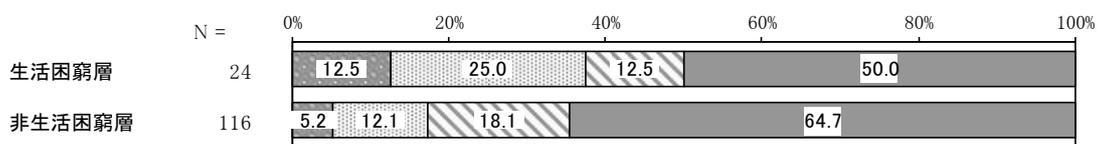
- あてはまる
- どちらかというにあてはまる
- どちらかというにあてはまらない
- あてはまらない
- 無回答



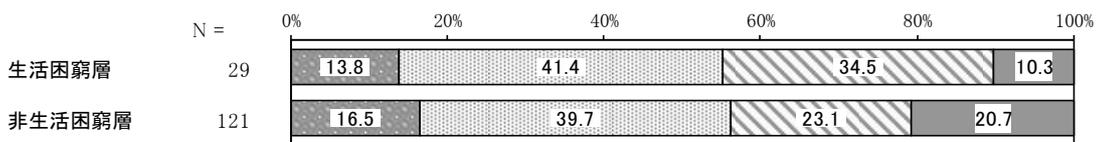
感情的な言葉で怒鳴ったことの有無については、0歳児で「あてはまる」と「どちらか」というとあてはまる」を合わせた割合を比べると、生活困窮層が20.2ポイント高く、5歳児（5.9ポイント）でも高くなっています。

【感情的な言葉で怒鳴ったことの有無】

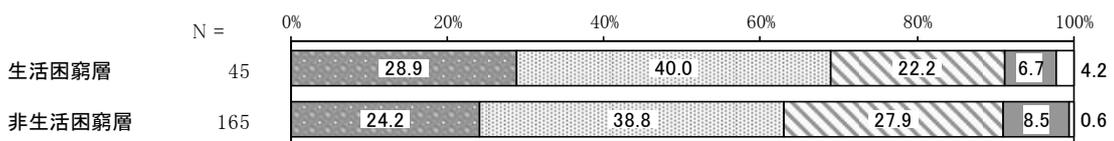
<0歳児>



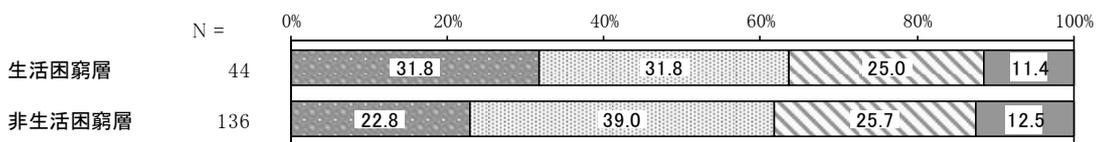
<2歳児>



<5歳児>



<小学校1年生>

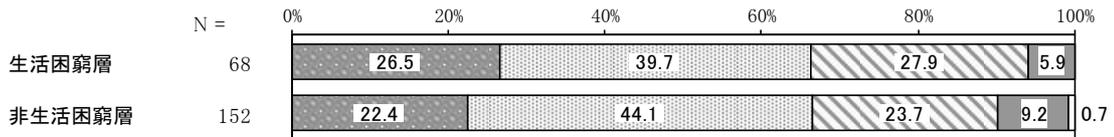


- あてはまる
- どちらかというたとあてはまらない
- どちらかというとあてはまる
- あてはまらない
- 無回答

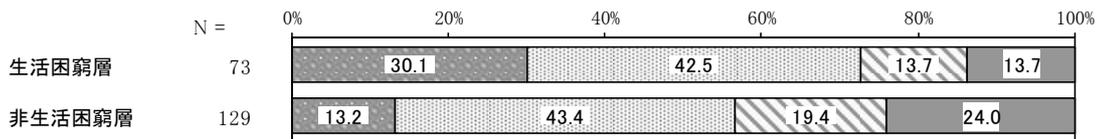


中学校2年生での「あてはまる」と「どちらかというにあてはまる」を合わせた割合を比べると、生活困窮層で16.0ポイント高く、高校2年生（10.6ポイント）でも高くなっています。

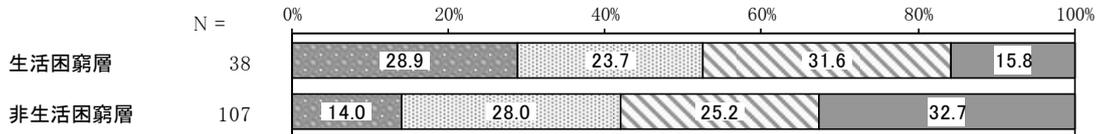
<小学校5年生>



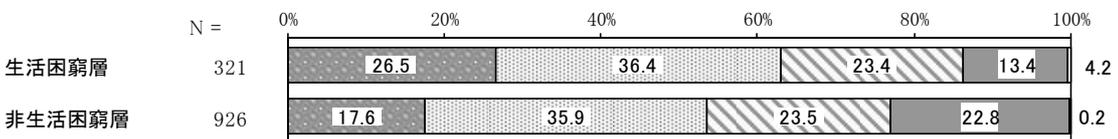
<中学校2年生>



<高校2年生>



<全対象者>



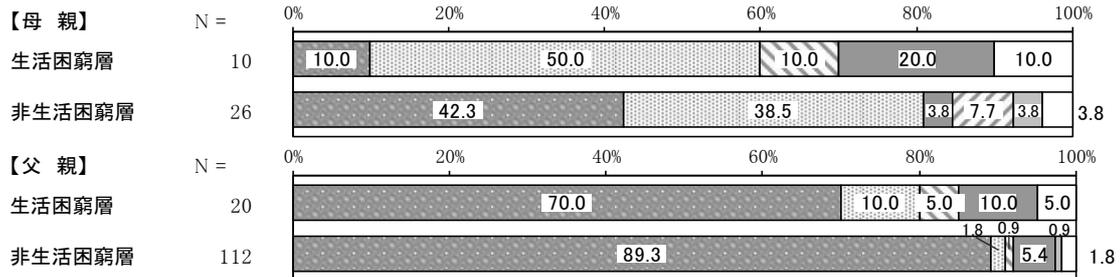
- あてはまる
- どちらかというにあてはまる
- どちらかというにあてはまらない
- あてはまらない
- 無回答



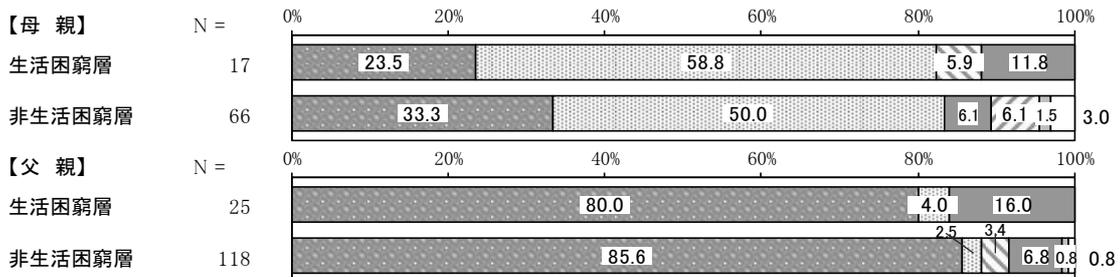
母親の職業については、0歳児で「正社員（民間企業・団体・官公庁）」の割合を比べると、生活困窮層が32.3ポイント低く、2歳児（9.8ポイント）、5歳児（16.4ポイント）、小学校1年生（6.3ポイント）、小学校5年生（9.2ポイント）、中学校2年生（9.0ポイント）のいずれも低くなっています。

【親の職業】

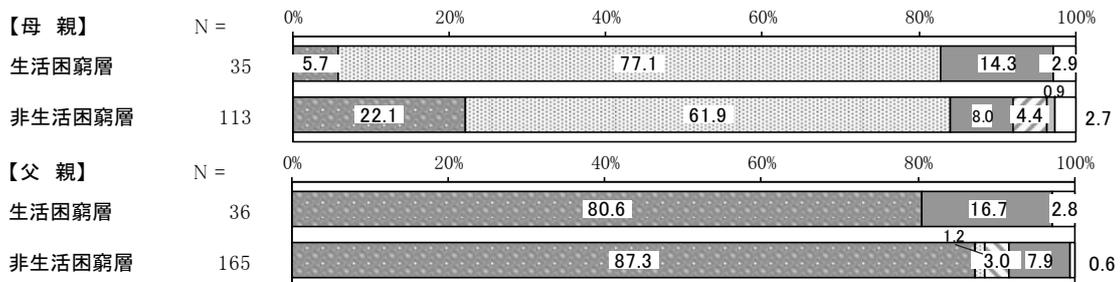
<0歳児>



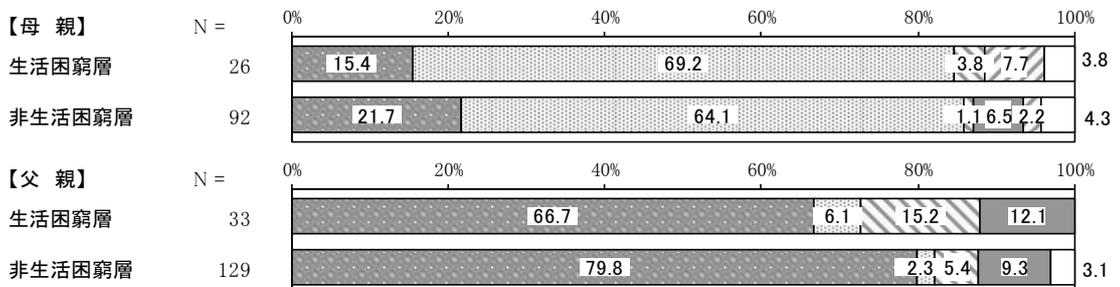
<2歳児>



<5歳児>



<小学校1年生>

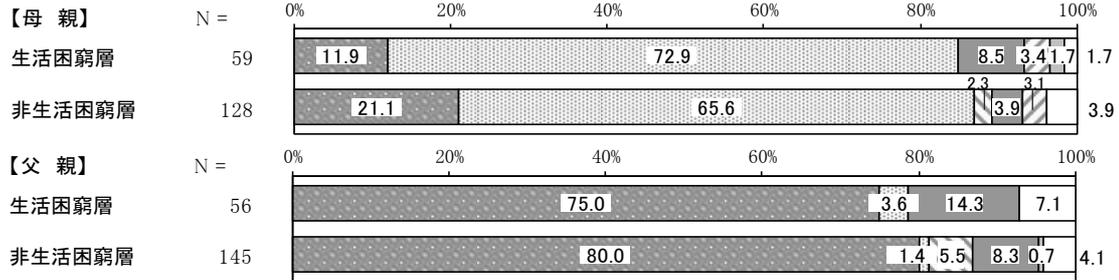


- 正社員（民間企業・団体・官公庁）
- 契約社員・派遣社員、パート・アルバイト等
- 会社役員
- 自営業・農林漁業（専従業者を含む）
- 内職
- その他の働き方をしている
- 無回答

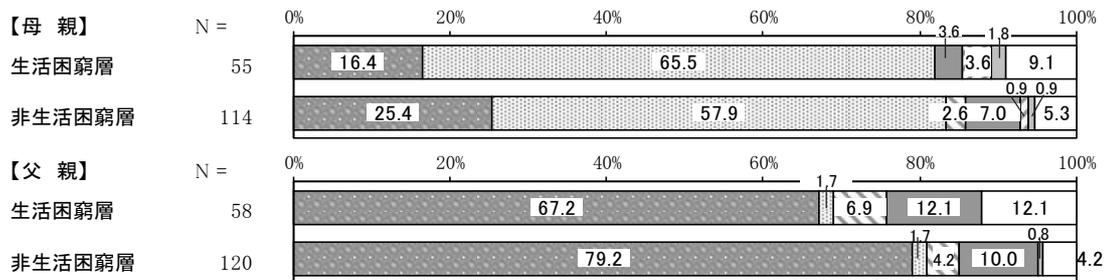


父親の職業については、0歳児で「正社員（民間企業・団体・官公庁）」の割合を比べると、生活困窮層が19.3ポイント低く、2歳児（5.6ポイント）、5歳児（6.7ポイント）、小学校1年生（13.1ポイント）、小学校5年生（5.0ポイント）、中学校2年生（12.0ポイント）のいずれも低くなっています。

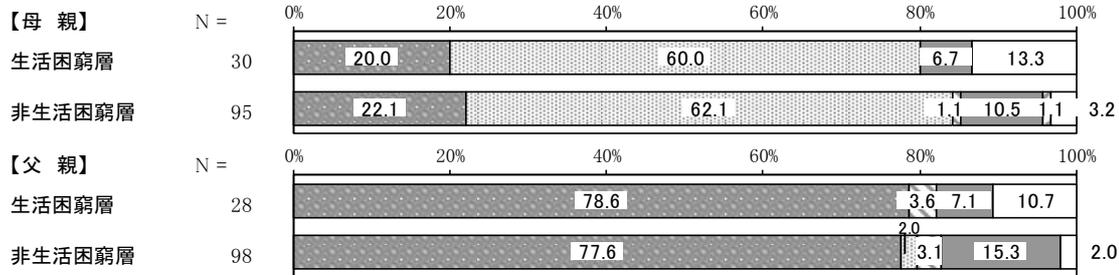
<小学校5年生>



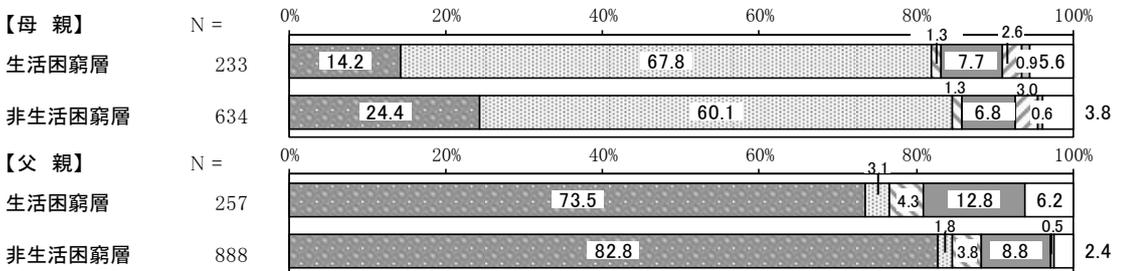
<中学校2年生>



<高校2年生>



<全対象者>

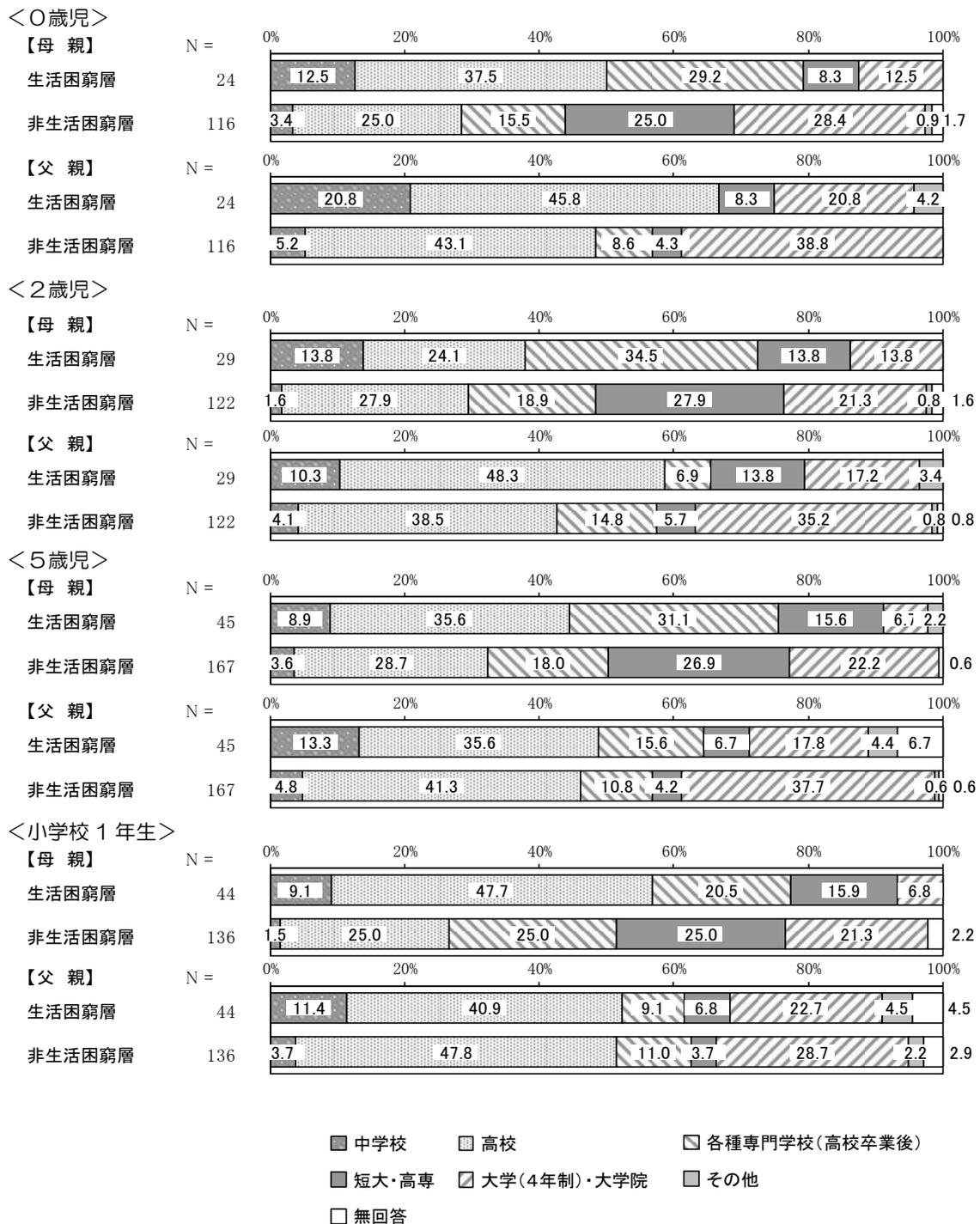


- 正社員（民間企業・団体・官公庁）
- 契約社員・派遣社員、パート・アルバイト等
- 会社役員
- 自営業・農林漁業（専従業者を含む）
- 内職
- その他の働き方をしている
- 無回答



母親の最終学歴については、0歳児で「中学校」と「高校」を合わせた割合を比べると、生活困窮層が21.6ポイント高く、2歳児（8.4ポイント）、5歳児（12.2ポイント）、小学校1年生（30.3ポイント）、小学校5年生（25.6ポイント）、中学校2年生（27.9ポイント）、高校2年生（17.2ポイント）のいずれも高くなっています。

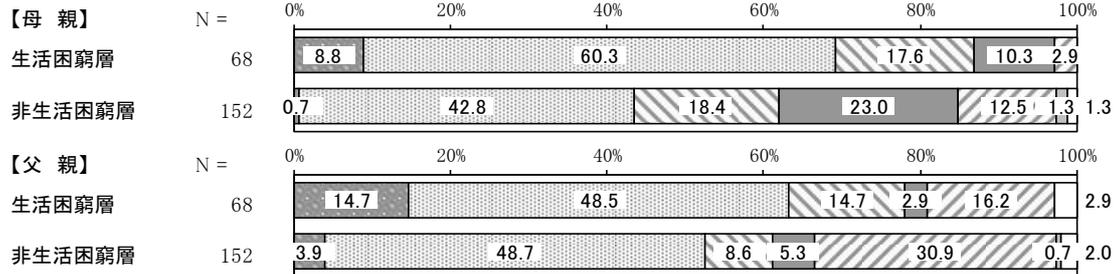
【両親の学歴】



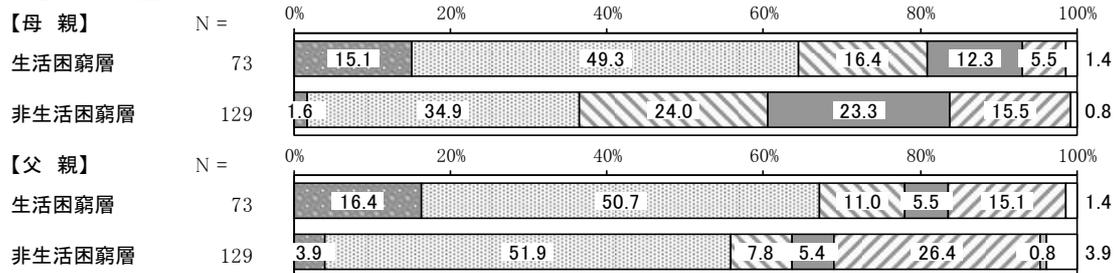


父親の最終学歴については、0歳児で「中学校」と「高校」を合わせた割合比べると、生活困窮層が18.3ポイント高く、2歳児（16.0ポイント）、5歳児（2.8ポイント）、小学校1年生（0.8ポイント）、小学校5年生（10.6ポイント）、中学校2年生（11.3ポイント）、高校2年生（21.6ポイント）のいずれも高くなっています。

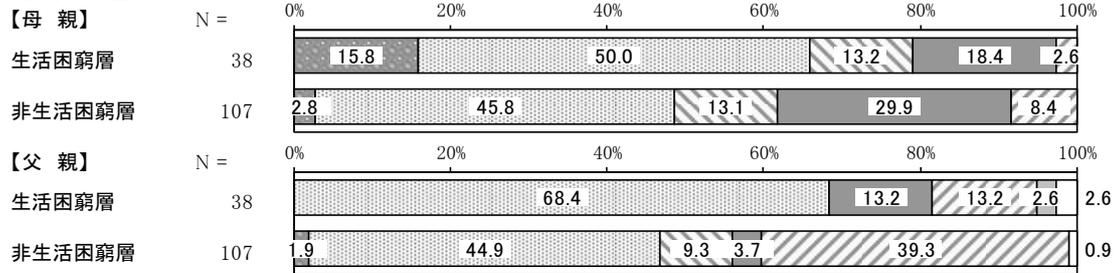
<小学校5年生>



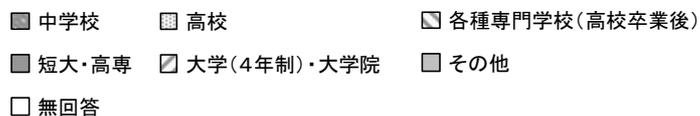
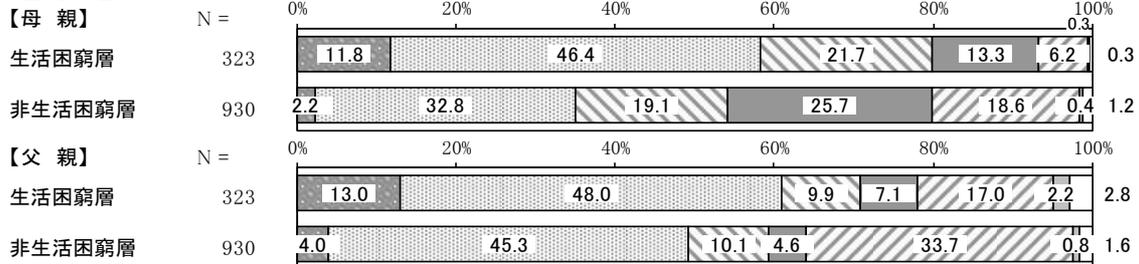
<中学校2年生>



<高校2年生>



<全対象者>

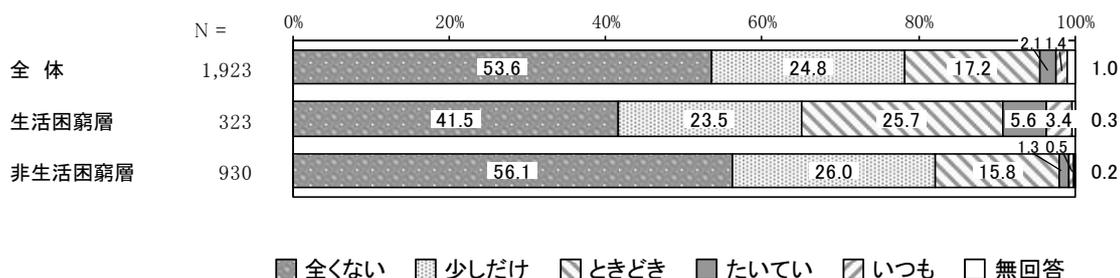




(4) 養育環境の現状 ●●●●●●●●

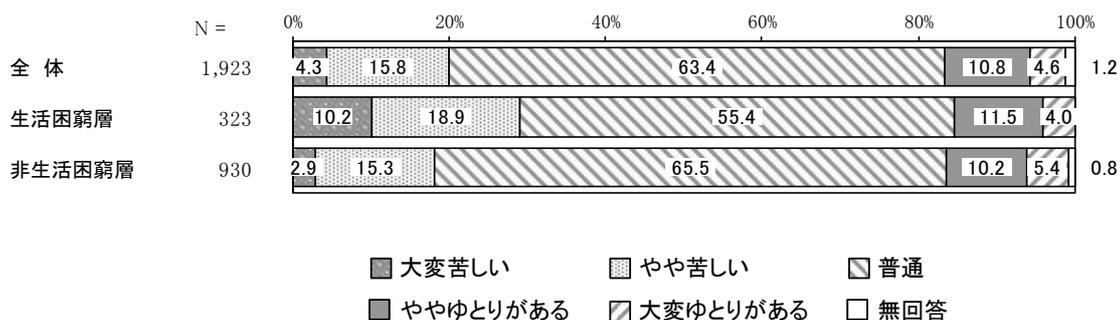
はっきりした理由もないのに不安になったり、心配したりしたかは、“あった”（ときどき、たいてい、いつも）の割合を比べると、生活困窮層で34.7%、非生活困窮層で17.6%となっており、生活困窮層が17.1ポイント高くなっています。

【心の状態について：はっきりした理由もないのに不安になったり、心配したりした（保護者）】



保護者の15歳頃のご家庭の暮らし向きはどうだったかと感じますか、「大変苦しい」の割合を比べると、生活困窮層で10.2%、非生活困窮層で2.9%となっており、生活困窮層が7.3ポイント高くなっています。

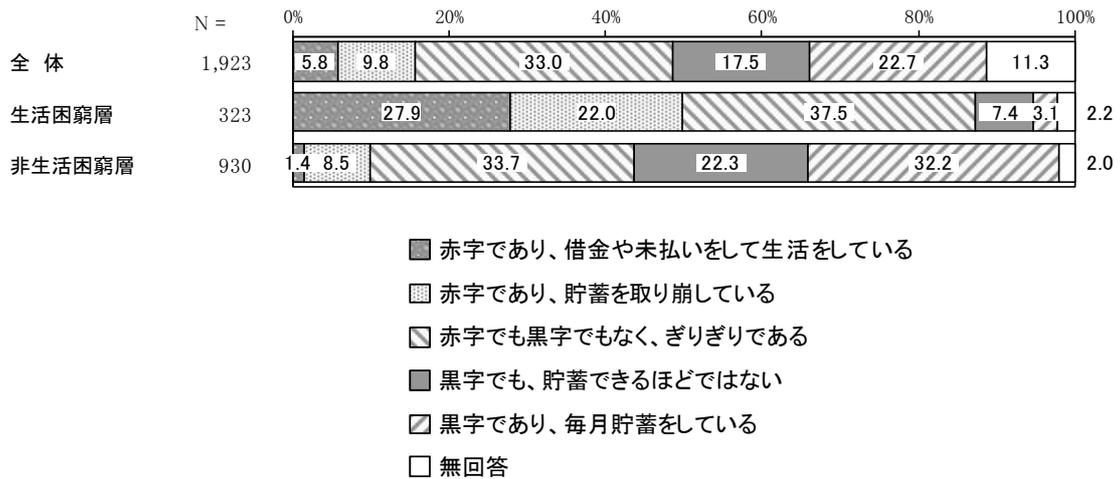
【あなたが15歳頃のご家庭の暮らし向きはどうだったと感じますか（保護者）】





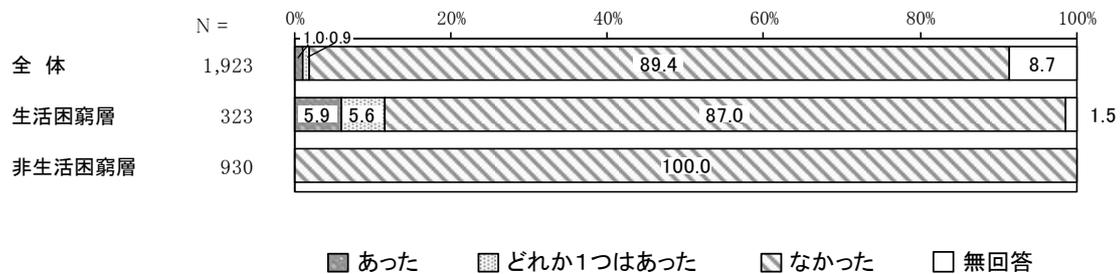
ご家庭の通常の家計の状況については、“赤字”（「赤字であり、借金や未払いをして生活をしている」、「赤字であり、貯蓄を取り崩している」）の割合を比べると、生活困窮層で49.9%、非生活困窮層で9.9%となっており、生活困窮層が40.0ポイント高くなっています。

【あなたのご家庭の通常の家計の状況について（保護者）】



過去10年の間に、経済的な理由による料金滞納のために、電気、ガス、水道を止められたことがありましたか、 「あった」の割合を比べると、生活困窮層で5.9%、非生活困窮層で0%となっており、生活困窮層が5.9ポイント高くなっています。

【あなたの世帯で過去10年の間に、経済的な理由による料金滞納のために、電気、ガス、水道を止められたことがありましたか（保護者）】



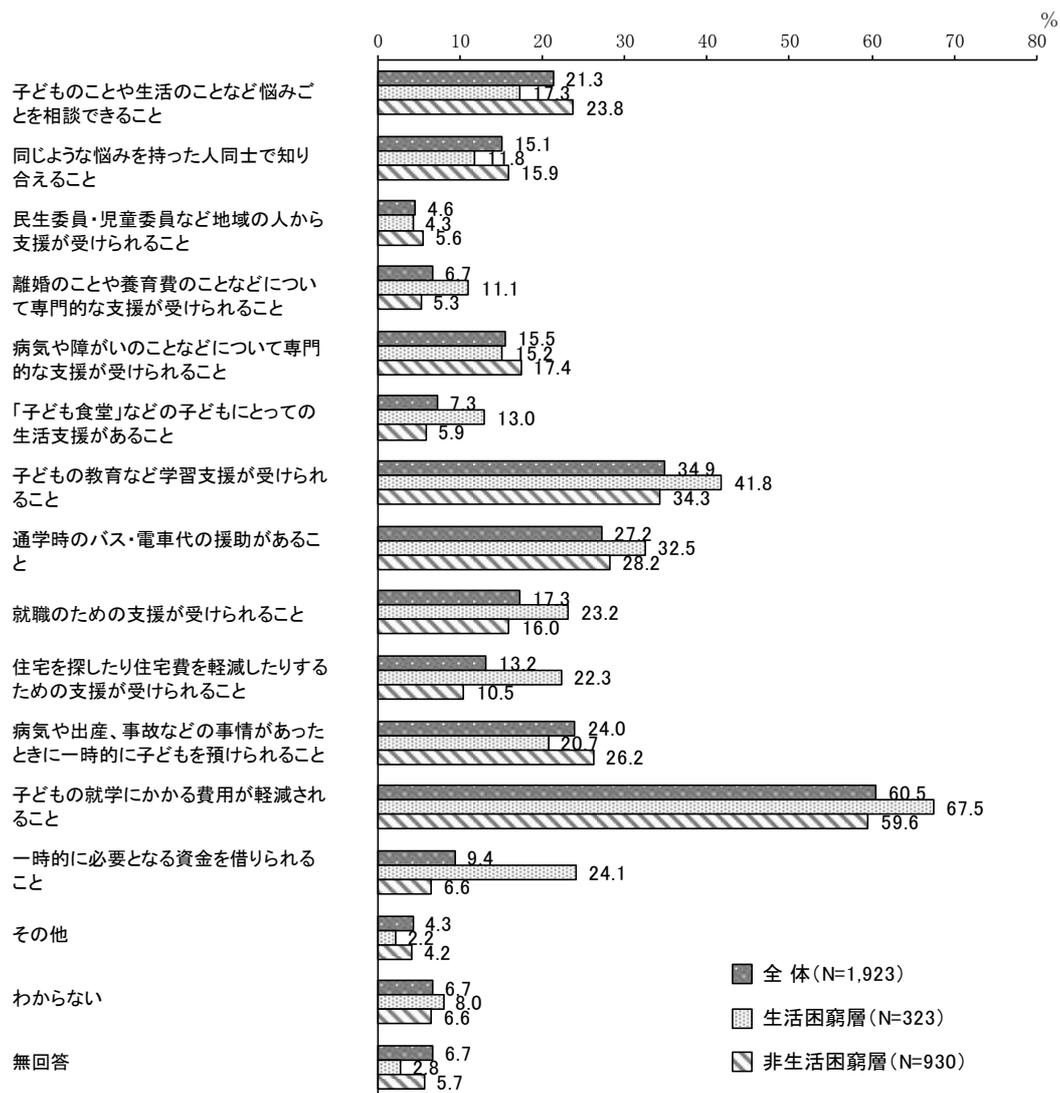


子どもや保護者にとって、現在または将来的に、どのような支援があるとよいと思いますかは、生活困窮層で「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」の割合が最も高く67.5%、次いで「子どもの教育など学習支援が受けられること」の割合が41.8%、「通学時のバス・電車代の援助があること」の割合が32.5%となっています。

また、「一時的に必要な資金を借りられること」の割合は生活困窮層が17.5ポイント高く、「住宅を探したり住宅費を軽減したりするための支援が受けられること」の割合についても生活困窮層が11.8ポイント高くなっています。

必要な支援については、割合の高い項目において、生活困窮層と非生活困窮層で同様の傾向を示しているものの、一時的な資金援助や住宅費の補助等の項目で生活困窮層と非生活困窮層の差が大きくなっています。

【あなたが現在必要としていること、重要だと思う支援などはどのようなものですか（保護者）】





第 3 章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画では本市に暮らすすべての子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、夢を描きながら健やかに暮らせる社会づくり、環境づくりを目指します。

新城市総合計画後期基本計画や新城市子ども・子育て支援事業計画など子どもの貧困対策に関連する各分野の個別計画との整合性を図り、本計画の基本理念を「すべての子どもが健やかに育ち、育てられる」とし、基本理念に基づく施策や事業を積極的かつ計画的に推進します。

基本理念

すべての子どもが健やかに育ち、育てられる

2 基本理念の実現に向けた課題と改善・解決の視点

「第2章 本市の子どもの健康・生活の状況」からみられるように、本市における生活困窮層の家庭においては、子どもの養育環境の格差から子どもの健やかな育ちが脅かされるリスクが高いことがわかりました。また、過去である保護者の子どものころの体験や生活状況などが、現在であるその保護者と子どもの体験や生活状況に大きく影響し、保護者の親から保護者へ、保護者から子どもへと世代間で連鎖していることがうかがえます。

基本理念「すべての子どもが健やかに育ち、育てられる」を実現するために、様々な困難さを抱える家庭を孤立させることなく、地域で子育てをしていくことを目指し、本市における貧困対策の重点課題として、「課題1 子どもの健やかな育ちの保障」、「課題2 保護者の子育て環境の支援」を位置づけるとともに、大綱に基づき、課題の改善・解決に向けた施策展開の視点を整理しました。



(1) 本市における貧困対策の重点課題

(課題1) 子どもの健やかな育ちの保障

〔生活困窮層でみられている傾向〕

- 朝食欠食や1日3食、食べない、歯磨き習慣がないなどの子どもの不規則な生活習慣がみられます。
- 学習塾などの習い事や家庭学習などの学校外の学習機会が少ない傾向がみられます。
- 親がイライラして子どもにあたる割合が高い傾向がみられます。また、子どもが親から感情的にたたかれたり、言葉の暴力を受けている子どもの割合が高い傾向がみられます。
- 経済的な理由で子どもの十分な学習環境が整っていないことや、専門学校・短大・大学などの高等教育を受けられない傾向がみられます。
- 親の子育てに対する気持ち（親自身の自己肯定感）が低い傾向がみられます。

〔子どもの状況に関する分析からの課題〕

- ① 子どもが自己肯定感や生活習慣などの人間形成の基礎を培う乳幼児期からの対応が必要です。
- ② 学齢期の子どもが、確かな学力と豊かな人間性、健やかな体を育むことができる生活と教育のバランスのとれた環境整備が必要です。
- ③ 家庭環境や家庭の経済状況などにより、家庭学習が十分にできなかつたり、家で一人で過ごすことの多い子どもに対する、家庭機能を補完するための取り組みが必要です。

3 ヒアリング調査からみる現状と課題

日ごろから子どもとその家庭の保護者への支援に関わっている関係機関・団体や行政担当課等を対象に、支援に関わる側の視点から、様々な困難さを抱える家庭の子どもと保護者の生活状況、今後必要と思われる取り組み、課題等について把握することを目的としてヒアリングシートに基づき調査を実施しました。

〔対象機関・団体〕

- 愛知県新城設楽児童・障害者相談センター
- 新城市教育委員会（学校教育課）、スクールカウンセラー（2名）



- 社会福祉法人 新城市社会福祉協議会
- 社会福祉法人和敬会 八楽児童寮
- 新城市くらし・しごとサポートセンター
- 新城市基幹相談支援センター
- 特定非営利活動法人 東三河セーフティネット
- 民間小規模保育所（2事業所）
- 新城市役所担当課（健康課、福祉課、農業課）
- 新城市立こども園（6園）

計13団体（20機関）

〔支援の内容〕

- ① 家庭や子どもの生活に関する支援
- ② 保護者に対する子育て全般に関する相談支援
- ③ 保育・教育に関する支援（通園・通学支援など）
- ④ 学習支援
- ⑤ 不登校に関する支援
- ⑥ 非行等に関する支援
- ⑦ 就業・就労支援
- ⑧ 経済的な支援
- ⑨ 関係機関へのつなぎ
- ⑩ その他など



〔支援の現場で足りていないこと〕

- | | |
|---------------------|-----|
| ○ 支援者自身の知識や経験 | 11件 |
| ○ 公的な協力・支援の仕組みや制度 | 4件 |
| ○ マンパワー | 3件 |
| ○ 他の機関（公的機関を除く）との連携 | 2件 |
| ○ 責任者あるいは同僚と相談する機会 | 1件 |
| ○ その他（業務拡充のための資金） | 1件 |

〔他機関・団体と連携する中での課題について〕

- 支援に関して連携の回数が少ない機関とでは、十分な信頼関係が築けていないため、情報が得られにくい。
- 支援が必要な子どもを他の専門機関へつなげたいが、移動に時間がかかる地域なので、保護者が負担の大きさからあきらめてしまい、つなげることができない。
- 支援が必要な子どもを他の専門機関へつなげたいが、保護者がなかなか受容できず、話を聞いてもらうことが難しい。
- 支援する側の知識不足のため、他の専門機関へつなげる手順や、家庭にどこまで関わっていいのか、迷ってしまう。
- 支援者それぞれの意識や知識の程度により、リスクのある家庭の把握状況に格差がある。また、把握した情報の報告の仕方によって、他の支援者や機関に情報の重要度が正しく伝わらない場合がある。
- 関わる機関が多くなるほど、調整や情報整理の業務が膨大になり、報告も煩雑になる。また、相手先の機関によってはどこまで情報を出していいのか迷うことがある。
- 1つの支援を行う際に、内容（何を）、範囲（どこまで）を支援機関の間で明確にしておくことが必要。
- 緊急案件が入って来た時に、一緒に支援を進めている相手の機関のスタッフが不足しており、求めに応じてすぐに動けないことがある。
- 個人の判断で動かず、必ず各支援機関の所属長を通じて支援を行うようにすること。
- 情報の扱いに十分に気をつけながらも、できるだけ多くの所属職員が情報を共有して対応できるようにしておくこと。
- 複数の機関が連携する場合、隙間が発生しないよう重複する「のりしろ」部分が必要だが、機関毎や支援者毎の考え方に差異があり「のりしろ」部分をうまく作れない場合がある。
- 相談支援の立場と、金銭等経済的支援を行う機関との間で、それぞれが行っている内容の共有が不十分であるように感じられる。



〔他機関・団体と連携する中での工夫すること〕

- 初めて関わる機関とは基本的な背景や問題点は書面にして共有し、可能な限り担当者に直接面接して伝える。
- 子どもが貧困に陥るリスクをアセスメントする市独自のシートを作成し、関係機関でリスクの認識を共有化・統一化できるツールとして利用する。
- どの機関が、どの範囲の支援ができるかなどの情報を普段から共有する。
- 経済面などの生活基盤を主に支援する機関と、精神面を主に支援する機関との連携が強くなれば、目にみえる「希望」と目にはみえない「希望」の両面でよりよい支援が行える。

〔今後必要となる取組について〕

- 子どもよろずごと相談（居場所、中学生以上を対象とした地区単位程度で敷居の低い相談窓口）。
- 不登校児童への訪問支援（学習、人との関わりを目的とした）。
- 経済的な貧困家庭への育児支援、家事援助、産後ケア、生活支援等への金銭的補助事業など。（利用料減免、給食費無料化、学用品等のリサイクル斡旋事業など）
- 学校や地域におけるソーシャルスキルトレーニング、生活スキルアップ事業。
- 子どもの貧困対策における関係者の定例的なケース会議。
- 多機関で連携して支援する場合に、支援対象となる家庭の選定方法・内容など基礎となる事項の明確化（基準化）。
- 子ども地域ネット（見守り・こども食堂・学習支援など総合的な支援のできるネットワーク）や地域における子どもの居場所づくり事業。
- 同じような境遇にあった先輩となる子どもによるピアサポーター養成事業。

注：ピアサポーターとは

ある悩みや問題を抱える当事者が、同じ問題を抱える仲間（英語で「peer」は仲間や同僚という意味）に対し、仲間の立場で支援し合うこと。



（課題 2） 保護者の子育て環境の支援

〔生活困窮層でみられている傾向〕

- 保護者は、健康面での不調を感じている割合が高い傾向がみられます。
- 子育てや日々の生活において、保護者が精神的に不安定な状況がみられます。
- 就業において、契約社員・派遣社員・パートの割合が高い傾向がみられます。
- 家庭において配偶者や友人・知人と相談したり頼ったりできない傾向がみられます。
- 親の子どもの頃の家庭環境が連鎖している傾向がみられます。
- 親の学歴が現在の家庭環境に影響していることがみられます。

〔保護者の状況に関する分析からの課題〕

- ① 保護者の自立と就労を支援するとともに、収入の安定した正規雇用につなげる取り組みが必要です。
- ② 妊娠期からの子どもと保護者を取り巻く様々な機関などで、困難さを抱える家庭を早期に把握し、支援につなぐ切れ目のない仕組みが必要です。
- ③ 様々な困難さを抱える家庭を、その家庭だけの問題や責任とせず、地域社会が正しい認識と問題意識を持ち、見守り、支える取り組みが必要です。

（2） 課題解決に向けた施策展開の視点 ● ● ● ● ● ● ●

① 教育の支援

子どもが生まれ育った環境や家庭の経済状況に左右されることなく、すべての子どもに基礎的な学力を保障するための学習環境や、生きる力を育むための学びの機会を提供することで、貧困の連鎖をなくし、子ども自身が持っている力を十分に発揮して自身の可能性を信じられるように、また将来の夢を抱けるようにします。

② 生活の支援

地域のあらゆる社会資源を活かし、行政関係者、教育関係者、民間事業者、地域ボランティア等と協働して地域社会全体で子どもを見守る仕組みの強化を進めるとともに、現在の施策では隙間に陥ってしまう子どもと保護者のために、きめ細かな生活の支援の施策を推進します。

見守る仕組みの強化ときめ細かな制度設計により、支援を必要とする子どもや保護



者の早期発見からニーズに合った支援への移行を円滑で一体的にできるようにします。

③ 就労の支援

生活の安定が図られるように、保護者に対する職業訓練や就業に関する相談、子どもへの教育や生活の支援と併せた就労支援を推進します。

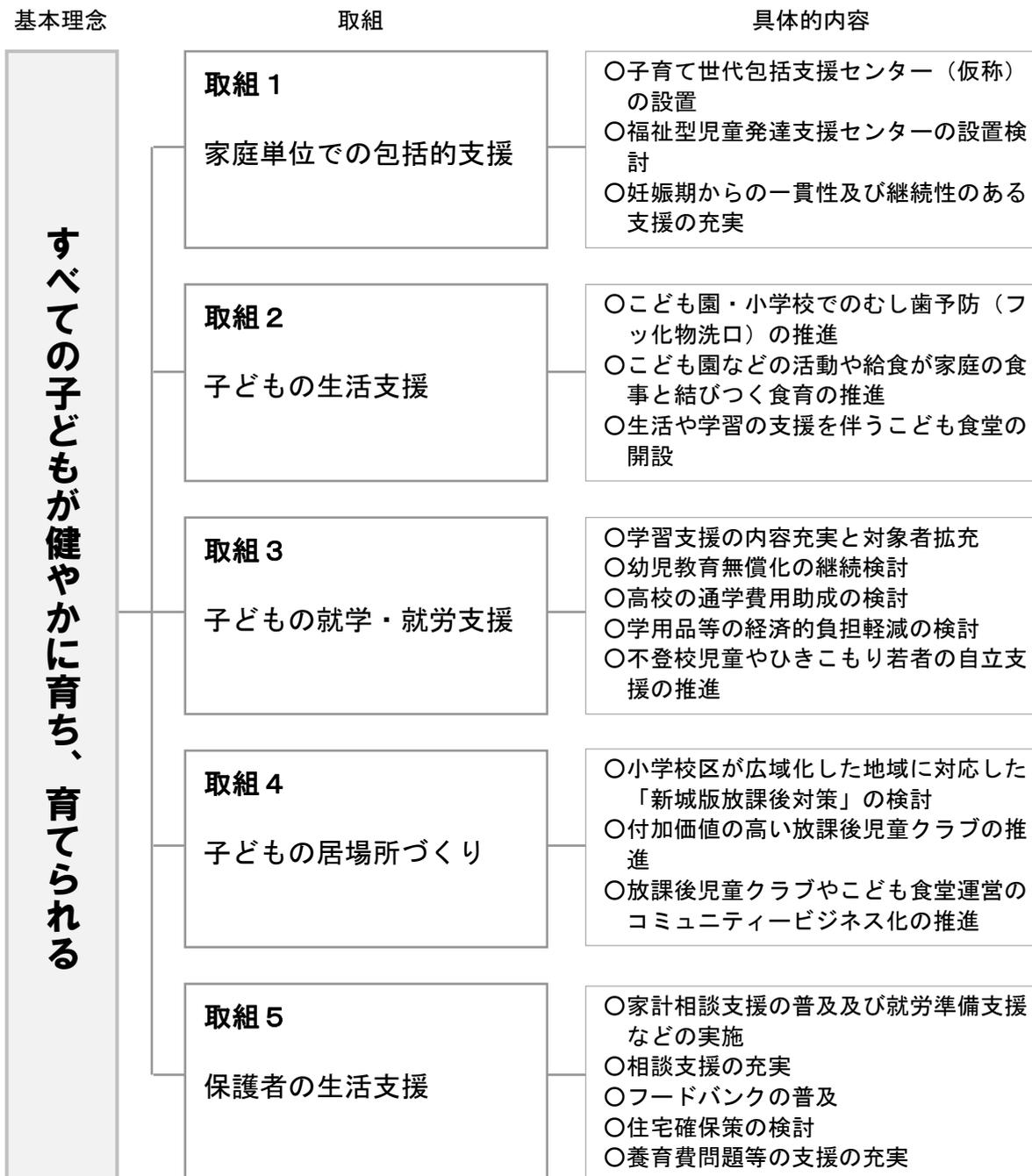
④ 経済的支援

各種手当の支給等の施策について、ニーズに合った見直しや拡充を検討するとともに、教育にかかる費用の負担軽減、養育費の取り決めや未払いの相談体制の強化など、子どもの暮らしの保障の充実を推進します。



3 計画を推進する重点的な取組（計画の体系）

基本理念や重点課題、施策展開の視点を踏まえ、今後5年間においては、5つの重点的な取り組みを掲げ、計画を推進していきます。





第4章

子どもの貧困対策の重点的な取組

取組1 家庭単位での包括的支援

〔現状と課題〕

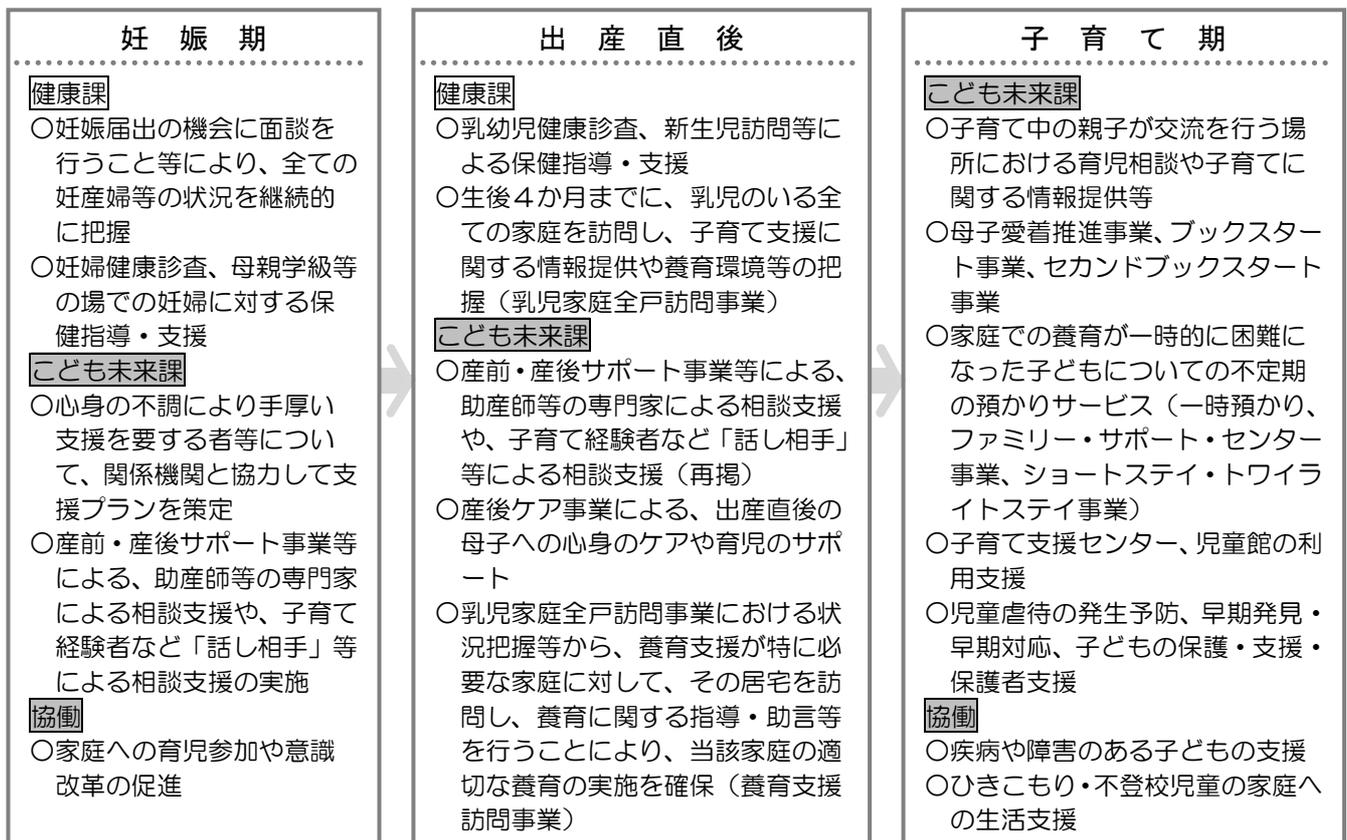
- 子どもの貧困（特に相対的貧困）の実態は家庭の中に潜在化する傾向が強いため、外部からは把握しにくく、また、困難さを抱える家庭（生活困窮層）の子どもと保護者は、困窮するほど自らSOSを発しにくくなる傾向がみられます。生活困窮層の子どもと保護者が地域社会で孤立し、より一層困難な状況に陥ることのないよう、早期に発見し、必要な支援の手が届くようにすることが必要です。
- 保護者に対するアンケート調査の結果から、生活困窮層では、はっきりした理由もないのに不安になったり、心配したりした経験があると回答している割合が高いことから、精神的負担を強く感じていることが推測されるため、不安を解消または少なくするための支援が必要です。
- 生活困窮層に必要な情報を確実に届ける工夫や、妊娠期から18歳までにおいて子どもと保護者に接し取り巻くあらゆる関係者が、子どもの貧困への理解を深めるとともにリスクに対する感度を高め、等しくすることで、子どものライフステージに応じて切れ目なく、早期発見がなされ、確実に必要な支援にたどり着くことができる仕組みづくりを推進することが必要です。
- 生活困窮層の課題は複合的なものが多く、単独の窓口や機関で解決することが難しいことが多くあります。このため、子どもと保護者の支援に関わるあらゆる機関が既存の連携組織を核として、協働と対応力の強化に向けた取り組みを推進するとともに、より円滑な協働を図るために個人情報共有のあり方の検討を進めることが必要です。
- 生活困窮層の子どもはいじめや不登校等の問題が生じるリスクが高くなる傾向がみられます。いじめや不登校等の問題を学校や当事者だけの問題とせず、子どもが置かれた環境への適切な働きかけが行われるようあらゆる支援方法を駆使するとともに、18歳以降のひきこもり対応も併せ、学校・家庭・地域が協働し、未然防止、早期発見、早期対応に努めることが必要です。



〔方 向 性〕

- 小規模な自治体であり、子育て家庭の個別ニーズを把握しやすい本市の強みを活かし、妊娠期から子どもが18歳に達するまでの切れ目のない、一貫性と継続性をもった相談と支援を目指します。また、その中心的な役割を担うべく、ワンストップ窓口として「子育て世代包括支援センター(仮称)」を、新庁舎完成時期と合わせこども未来課内への設置を目指すとともに、健康課との一層の連携・協働を強化し、市民サービスの向上を図ります。
- 「子育て世代包括支援センター(仮称)」は、母子保健事業の一部（健康課所管）と要保護児童対策地域協議会、家庭児童相談支援（こども未来課所管）などの既存機能を集約するとともに、すでに地域の様々な社会資源とのネットワークが構築されている要保護児童対策地域協議会の機能を拡大強化して、情報の一元化と速やかな情報共有により、家族単位での包括的支援の方針協議と決定をし、自らも支援機関として協働の核となり活動します。また、不登校対応等で学校・家庭・地域と協働するスクールソーシャルワーク、ひきこもり等の若者支援機能を担います。さらには、児童の発達支援機能として「おおぞら園」を所管するとともに、将来的には福祉型児童発達支援センターへの機能拡充や、制度の隙間に陥る子どもと保護者をなくすために必要に応じた支援のための社会資源の開発を推進します。

【想定される子育て世代包括支援センターの機能】

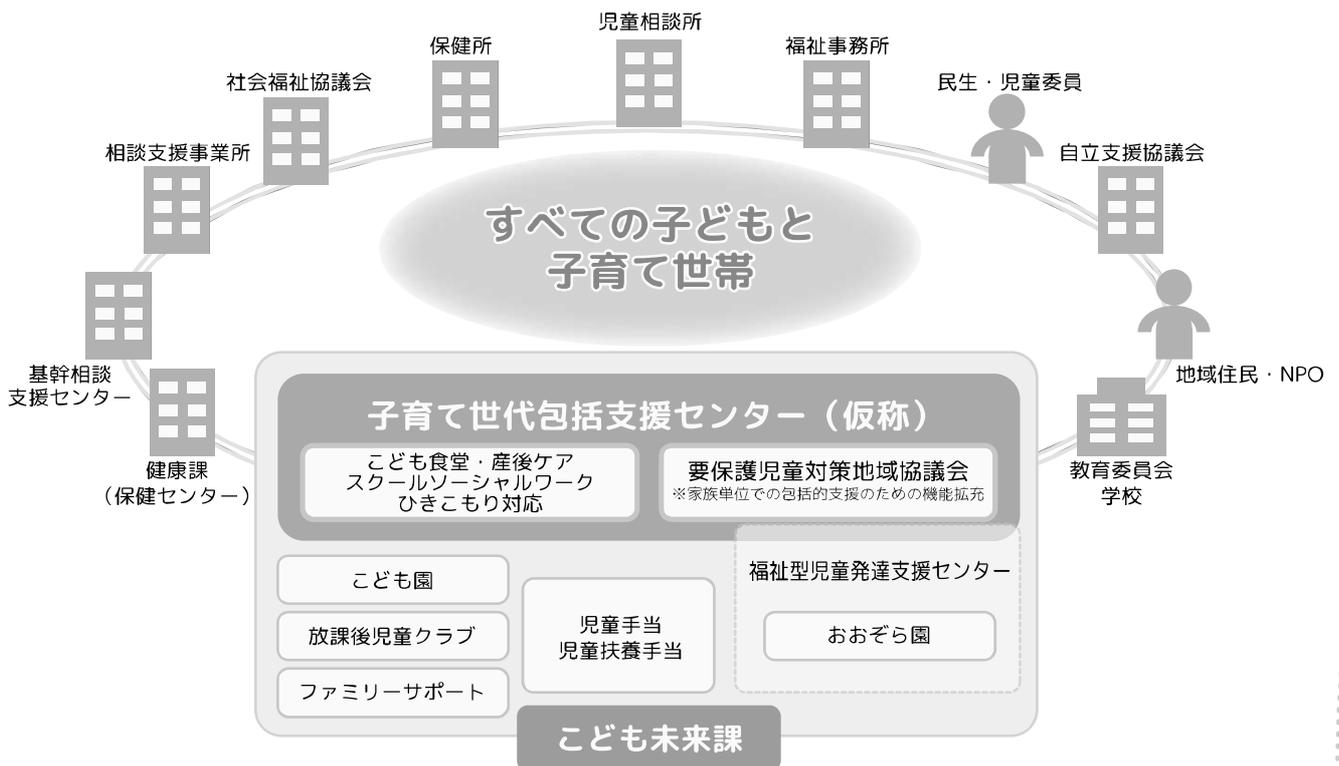




【各年代に応じた子育て世代包括支援センター（仮）の事業概要】

※下図の帯の幅は、子どもの数を表しています。

所管課	業務	妊娠期	出産期	3歳未満児期	3歳以上児期	小学校	中学校	高校	成人期	
健康課	母子保健	[帯]								
	重症心身障害 精神保健	[帯]								
こども未来課	こども園			[帯]						
	放課後児童クラブ					[帯]				
	要保護児童等・家庭児童相談	[帯]								
	ひとり親等支援	[帯]								
	産後ケア		[帯]							
	養育支援			[帯]						
	スクールソーシャルワーク 引きこもり等対策 こども食堂（学習支援を含む）					[帯]	[帯]	[帯]	[帯]	
市教委	小学校 中学校					[帯]	[帯]			
	特別支援学級 適応教室（あすなる） 不登校対応					[帯]	[帯]			
県教委	一般高校							[帯]		
	特別支援学校				[帯]			[帯]		





〔数値目標〕

項目	平成 28 年度 現状値	平成 33 年度 目標値
親の子育てに対する気持ち（親の自己肯定感）の割合 （生活困窮層） ・家族として絆が芽生えた ・この子を産んでよかったと思える ・子どもの成長が楽しい	85.7% 94.4% 94.4%	増加
はっきりした理由もないのに不安になったり、心配したりした 経験割合 （生活困窮層）	34.7%	減少

※数値目標については、全ての調査対象年齢児の平均値としている。

〔年度スケジュール〕

具体的内容	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
子育て世代包括支援センター（仮称）の 設置	検討 準備	設置	→		
福祉型児童発達支援センターの設置検 討	検討	→		目標 年度	
妊婦全戸訪問事業の検討	検討	→	方針 決定		
乳児家庭全戸訪問事業「こんにちは赤ち ゃん事業」の継続	継続	→			
養育支援事業の拡充 （セカンドブックスタート事業を含む）	継続	拡充	→		
家事支援事業の実施	検討	準備	実施	→	
産後ケア事業の拡充 （母子愛着推進事業を含む）	継続	→	拡充	→	



取組 2 子どもの生活支援

〔現状と課題〕

- アンケート調査では、生活困窮層の子どもは、非生活困窮層の子どもに比べ、規則正しい生活のリズムや、朝食の毎日の摂取、毎食後または朝晩における歯みがきの習慣について、割合が低く、規則正しい生活リズムができていない傾向がみられます。
- 乳幼児期は、子どもが基本的な生活習慣を身につける大切な時期です。家庭における偏った栄養摂取や朝食の欠食等、食生活の乱れが課題としてあげられることから、子どもの心身の健全な発達のためにも、食育や健康づくりを推進していくことが必要です。

〔方向性〕

- 子どもの健康の維持や増進は、子どもの健やかな発育・発達の基盤となります。特に子どもの歯の健康は、家庭環境に大きく影響を受けます。また、むし歯が進行することで噛む力やあごの発達を損なうだけでなく、脳や身体の発育にも悪影響を及ぼすことから、家庭におけるむし歯予防を推奨するとともに、その補完をするよう、すべてのこども園の年中児・年長児、小学校全学年でのフッ化物洗口や歯みがき指導を関係機関が一体となり推進します。
- 乳幼児期は、子どもの健やかな発育、発達や健康の基盤がつくられ、食習慣や生活習慣の形成に重要な時期です。こども園や小・中学校が地域と協働して、子どもが楽しめる食育活動を展開することで、子どもを通して家庭の食事との結びつきを強め、生活に根ざした食育を目指します。また、一人一人の子どもの育ちに寄り添い、栄養状況を把握し、年齢や発達に応じた栄養が確保できるよう努めます。
- ことわざで「衣食足りて礼節を知る」といわれるように、食事や睡眠など生理的欲求が満たされる生活の安定=明日の保障があつてこそ、生活習慣の定着があり、さらには学習に向き合う意欲が生まれます。生活困窮層だけでなく、幅広い子どもへの食事の提供（生きることの保障）と併せ、その食事作りのお手伝いなどを通じた生活習慣の習得や集団生活の経験（帰属・居場所の保障）、そして学習支援（学びの場の保障）ができる「こども食堂」の開設に向けて、地域の人的・施設的な社会資源の活用と食材確保や資金面での支援などの制度設計を進めます。



〔数値目標〕

項目	平成 28 年度 現状値	平成 33 年度 目標値
規則正しい生活のリズムができている割合（生活困窮層）	82.2%	増加
朝食を毎日食べている割合（生活困窮層）	85.2%	増加
1日3食毎日食べている割合（生活困窮層）	86.2%	増加
歯みがきの習慣として毎食後または朝晩磨いている割合（生活困窮層）	55.8%	増加

〔年度スケジュール〕

具体的内容	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
こども園・小学校での「むし歯予防健康教室」の継続	継続	→			
すべてのこども園・小学校でのフッ化物洗口の実施	調整	→	実施	→	
こども園・小学校でのフッ化物洗口経費の公費負担の検討	検討	→	方針決定		
子育て情報ナビ「咲くら」での食育レシピ掲載の継続	継続	→			
こども園給食での味覚の幅を広げ、咀嚼を促す献立の継続	継続	→			
こども園での家庭で料理のお手伝いができるようになるための食育の実施	一部実施	実施	→		
こども食堂の開設	検討	準備	実施	→	



取組 3 子どもの就学・就労支援

〔現状と課題〕

- アンケート調査では、生活困窮層は、非生活困窮層に比べ、短大・高専・専門学校までの教育について、必要だと思いが経済的に受けさせられない割合が高くなっています。また、子どもや保護者にとって、現在または将来に、どのような支援があるとよいと思うかについて、生活困窮層では、「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」、「子どもの教育など学習支援が受けられること」、「通学時のバス・電車代の援助があること」の割合が高くなっています。
- アンケート調査では、生活困窮層の子どもは、非生活困窮層の子どもに比べ、習い事・学習塾・通信教育をしている割合が低くなっており、学校外での学習の機会に格差が生じている傾向がみられます。
- 生活困窮により、子どもがその時々獲得すべき学力やソーシャルスキル（他人と良い関係を築き、社会に適応するために必要な言語的・非言語的な能力）の獲得が阻まれているという指摘もあります。子ども一人一人が、将来一人の大人として社会で幸せに生きていくために、生活の自立、学びの自立、心の自立の基礎を培うことが重要です。

〔方向性〕

- 現在、福祉課が社会福祉協議会に委託し、生活困窮者自立支援制度に基づく「学習支援事業」を主に小学生を中心に実施しています。子どもを貧困の連鎖から断ち切り、将来の自立した生活を確保するためには、特に高校卒業が大きなポイントとなるため、高校進学を目指した中学生の学習支援、さらには高校卒業を目指した高校生の学習支援へと、対象の拡充と内容の充実を図ります。
- 生活困窮層において、高校への通学費用（特にバス通学）の経済的負担から、進学の意味がありながらもあきらめたり、進学しても欠席や中退を余儀なくされるケースがみられます。就学の意味がある子どもが安心して高校進学ができるよう、生活困窮層を対象とした通学費用の負担軽減の制度化に取り組みます。また、アンケート結果から、就学や進学にかかる経済的な支援制度について、子育て世帯に情報が十分に行き届いていないとみられるため、教育費負担の軽減に関する制度の情報収集と、必要な家庭への情報発信に取り組みます。



- 義務教育に関しては、学校教育法第19条の規定に基づき、生活困窮層などを対象に給食費や教材費について経済的負担を軽減する就学援助を実施しています。この就学援助を継続と拡充の検討をするとともに、学用品等のリサイクル斡旋など教育費負担の軽減を図るための様々な方法を検討します。

- 探究心や思考力、表現力等に加えて、感情や行動のコントロール、粘り強さ等のいわゆる「非認知的能力」は、主体的な学びの土台となるものであり、幼児期から小学校低学年の時期に育成することが効果的といわれています。そのためにも、家庭の状況に左右されることなく、すべての子どもの学びが保障される「新城版こども園制度」の一層の推進を図り、幼児教育の無償化を見据えた保育料負担軽減について引き続き検討します。

- 生活困窮層の子ども、不登校の子ども、ひきこもりの若者などを対象に、将来の自立や就労に向けて、一人一人が自身の得意なことを活かすことが見つけられるよう、農業やコンピュータプログラムなどの様々な職業体験や就労支援のメニューを用意するために関係機関と協議し、体制づくりに努めます。



〔数値目標〕

項目	平成 28 年度 現状値	平成 33 年度 目標値
高校中退率	—	減少
経済的理由による高等教育への進学を断念する割合	—	減少

〔年度スケジュール〕

具体的内容	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
学習支援事業の対象拡充（中学生）	継続	拡充	→		
学習支援事業の対象拡充（高校生）	継続	→	拡充	→	
高校の通学費助成	検討	準備	実施	→	
奨学金制度など教育費負担軽減の情報収集と提供	検討	準備	実施	→	
学用品等の負担軽減やリサイクルの斡旋・情報提供	継続	拡充	→		
給食費負担軽減など就学援助の拡充検討	検討	→			
幼児教育の負担軽減（段階的無償化）	継続	→			
農業やコンピュータープログラム体験などの就労支援	検討	準備	実施	→	



取組 4 子どもの居場所づくり

〔現状と課題〕

- アンケート結果では、生活困窮層は、非生活困窮層に比べ、子どもの年齢が低い内のゲーム機、携帯電話、タブレットの所有率が高くなっており、生活困窮層の保護者が子どもへの関わり方に困難さを抱えていることや、生活のための就労などで子どもとの時間を犠牲にしていることが推測されます。そうした状況にある子どもが、孤立することなく、子ども同士や保護者以外の大人と関わるができる場所づくりが必要です。
- 生活困窮層、非生活困窮層ともに保護者の地域社会への参加・関わりの頻度が、子どもの地域社会への参加・関わりの頻度に影響されるため、地域社会全体で子どもと保護者を孤立させない取り組みが必要です。
- 少子化の影響により、小学校の再編が進み、小学校区が広域化したため、放課後に子どもたちだけで遊ぶことのできる環境が失われつつあります。これまでの保護者の就労を支えるための放課後児童クラブから、失われつつある環境を取り戻し、子どもの関わり場の場、子どもたちの成長を支えるための放課後対策が重要です。

〔方向性〕

- 小学校区の広域化や学校外の学習資源が少ないなどの地域事情を踏まえ、既存の放課後児童クラブを基盤に、子どもの居場所づくりとしてそれぞれの地域特性に合った放課後対策の在り方、付加価値の高い放課後児童クラブなどの検討を進め、子どもを孤立化させないように努めます。
- 放課後児童クラブと合わせ、こども食堂を主要な子どもの居場所とし位置づけ、小・中学生だけでなく中学卒業後の未成年を含めた子どもが、安心して地域の子ども同士や大人と交流し、活動、学習、遊び、相談などができる居場所として整備を進めます。また、生活困窮層の家庭で育った経験を持つ若者を、支援される側だけでなく、支援する側（ピアサポーター）としての養成と参加を促すことで、地域における若者の居場所の確保と自己肯定感の向上を図ります。
- 地域特性に合った放課後児童クラブやこども食堂をコミュニティビジネスとして地域が運営できるよう制度設計を進めるとともに、支援体制を強化します。



〔数値目標〕

項目	平成 28 年度 現状値	平成 33 年度 目標値
地域ぐるみでの放課後児童クラブやこども食堂の実施	—	一部実施

〔年度スケジュール〕

具体的内容	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
地域特性に合った放課後対策の在り方、付加価値の高い放課後児童クラブの検討	検討	方針決定	一部実施	→	
こども食堂などにおけるピアサポーターの養成と参加促進	検討	準備	養成	一部実施	
こども食堂の開設 ※再掲	検討	準備	実施	→	
放課後児童クラブやこども食堂のコミュニティビジネス化	検討	準備	一部実施	→	



取組 5 保護者の生活支援

〔現状と課題〕

- アンケート調査では、生活困窮層は、非生活困窮層に比べ、急な出費で家計のやりくりができない経験や、債務が返済できない経験、ライフラインが止められた経験などの経験があるとの回答に大きな格差があり、年間の世帯の総収入額だけでなく、「家族としての絆が芽生えた」、「この子を産んでよかった」、「子どもの成長が楽しい」と思える子育てを肯定的に捉える気持ちとの相関が見られます。また、子どもの生活や学習にも影響を与えていることとも相関が見られます。
- 保護者の就労は、生活の安定を図るために重要です。一定の収入を得ることで、家族がゆとりを持って接する時間も確保できるだけでなく、子どもに保護者が働く姿見せることが、子どもにとって大きな家庭教育となり、貧困の連鎖を予防することとなるため、保護者の就労支援の充実を図る必要があります。
- 様々な理由により就労が困難な家庭に、生活の基礎を支えるための生活保護や各種手当などによる直接的な経済的支援と合わせ、ひとり親等への住宅確保や養育費確保、教育費等の子育てにかかる負担を軽減する間接的な経済的支援、さらには家庭における養育力の向上を図るため、保護者自身を認め、応援する仕組みが必要です。

〔方向性〕

- 生活困窮層を対象に、生活困窮者自立支援制度を活用した家計の見直しをサポートする家計相談支援を広めます。また、安定収入を得るための就労に向け、就労準備支援事業や認定就労訓練事業などの実施を目指します
- 「子育て世代包括支援センター(仮称)」における就労を始めとした様々な経済的課題の改善・解決に向けての相談支援について、単なる制度や関係機関の紹介ではなく、具体的な支援を開始するものとし、個別に寄り添った支援や始めの一步が踏み出せる支援の提供、さらには家族単位での包括的な支援に必要な関係機関との協働が図られるよう、保護者の同行支援の充実を図ります。
- 家庭の様々な事情により、緊急的に子どもが食べるものに困った場合の対応として、食のセーフティネットである「フードバンク」の存在を周知し、利用を促します。また、食品の提供に協力してもらえる企業等の開拓に努めます。



- 住宅の確保が困難な子育て家庭を対象に、市営住宅の入居について、県営住宅等と同様の福祉枠（優先入居）の創設を検討します。また、民間賃貸住宅や空き家等の活用についての支援策を検討します。
- ひとり親世帯またはやむを得ず離婚や別居等となった世帯が経済的困窮に陥ることを予防するため、司法書士会と協定を結ぶなどして、養育等の問題について専門家によるアドバイスを受け入れられる体制を整えます。また、養育費や面会交流など、離婚の際に協議すべき事項の簡単な説明や合意書の書き方等をわかりやすく記載したパンフレットを作成します。
- ひとり親世帯を対象とした市遺児手当について、直接的な経済的支援（少額の現金給付）が望ましいか、間接的な経済的支援（子どもにかかる経費の負担軽減）が望ましいかの議論を深め、より効果的な施策の可能性について検討を進めます。
- 放課後児童クラブの利用料について、現在は応分負担（生活保護世帯のみ減免あり）であるため、生活困窮層の保護者の就労支援の一環として、応分負担または生活困窮層の家庭やひとり親家庭への減免制度の拡充について検討を進めます。



〔数値目標〕

項目	平成 28 年度 現状値	平成 33 年度 目標値
就学援助で学校にかかる経費をカバーできていない割合 (生活困窮層)	(中 2) 35.3% (高 2) 25.0%	減少
世帯収入の向上 (生活困窮層の割合 ※11 頁参照)	16.8%	減少
親の子育てに対する気持ち(親の自己肯定感)の割合 (生活困窮層) ・家族として絆が芽生えた ・この子を産んでよかったと思える ・子どもの成長が楽しい	85.7% 94.4% 94.4%	増加

〔年度スケジュール〕

具体的内容	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
生活困窮者自立支援制度を活用した家計相談の推進	推進	→			
生活困窮者自立支援制度を活用した就労準備事業等の実施	検討	準備	実施	→	
子育て世代包括支援センター(仮称)の設置 ※再掲	検討 準備	設置	→		
フードバンクの周知と必要な家庭への利用普及の推進	推進	→			
フードバンクへの食品提供者開拓の推進	推進	→			
住宅確保策(市営住宅の福祉枠創設、民間賃貸住宅や空き家等活用)の検討	検討	準備	実施	→	
養育費問題等の支援に関する司法書士会との協定	締結	→			
協議離婚等に際しての合意書作成などの支援パンフレットの作成	検討	作成	普及	→	
市遺児手当の見直しを含めた在り方検討	検討	→	方針 決定	→	
放課後児童クラブ利用料の応能負担化または減免対象の拡充検討	検討	→	実施	→	



参考資料

1 策定経過

年	日程	会議名等	主な内容
28	8月12日(金)	「新城市子ども・子育て世帯生活実態調査」に係る調整会議(第1回)	○本市における子どもの貧困対策の方向性の確認 ○実態調査票の内容検討
28	10月3日(月) ～ 10月14日(金)	「新城市子ども・子育て世帯生活実態調査」の実施	○対象世帯数 2,199 件 ○対象児童数 2,697 人 ○回収世帯数 1,547 件(回収率 70.4%)
28	12月27日(火)	「新城市子ども・子育て世帯生活実態調査」に係る調整会議(第2回)	○実態調査集計結果の確認 ○計画案の内容検討
29	2月17日(金) ～ 2月27日(月)	子どもの支援に関わる機関や団体へのヒアリング調査の実施	○対象団体 13 団体(20 機関) ○支援者からみえる課題や今後必要と思われる連携施策等について調査
29	3月21日(火) ～ 3月23日(木)	「新城市こどもの未来応援事業計画(案)」に係る個別ヒアリング実施	○計画案(主に重点的な取組、具体的内容、年次スケジュール)に関する意見聴取
29	3月28日(火)	新城市子ども・子育て会議	○計画案のまとめ ○子ども・子育て支援事業計画の進捗状況報告

ワーキンググループ

区分	氏名	所属
委員	鷹見 潤	新城設楽児童相談センター 児童福祉司
	秋野美紀子	新城市成年後見支援センター長
	渡邊 竜夫	新城市基幹相談支援センター長
	神谷 勝則	新城市教育委員会学校教育課 副課長(指導主事)
	影山 聡	新城市役所市民福祉部福祉課 地域福祉係主事
	伊與田吏美	新城市役所健康医療部健康課 副課長兼母子保健係長
事務局	川窪 正典	市民福祉部こども未来課長
	市野 朝子	市民福祉部こども未来課参事(子ども・子育て担当)
	柴田 直美	市民福祉部こども未来課子ども・子育て係長
	浅井 直樹	市民福祉部こども未来課こども窓口係長



2 新城市子ども・子育て会議委員名簿

任期：平成28年4月1日～平成30年3月31日

区分	氏名	所属
会長	佐野真一郎	【学識経験者】 豊橋創造大学短期大学部幼児教育・保育学科長教授
副会長	太田 一平	【学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業者代表者】 社会福祉法人和敬会理事長・八楽児童寮長
委員	原田 純一	【学識経験者】 新城市教育委員
	花田 香織	【学識経験者】 新城市教育委員
	中谷 昌美	【子ども・子育て支援に関する事業者代表者】 ママサポート子いづみや代表理事
	阿部 和子	【子ども・子育て支援に関する事業者代表者】 子育て情報誌さくら代表
	渡邊 竜夫	【子ども・子育て支援に関する事業者代表者】 社会福祉法人新城福祉会
	伊藤 夕子	【子どもの保護者】
	加賀野佳代子	【子どもの保護者】
	長坂美菜子	【子どもの保護者】
	伊藤 紀子	【公募市民】
	遠山 恵理	【公募市民】
	小笠原奈美	【市職員】 しんしろ助産所助産師
	伊與田吏美	【市職員】 健康医療部健康課副課長兼母子保健係長
	上田 敏代	【市職員】 市民福祉部こども未来課参事(こども園担当)兼指導保育士

事務局	川窪 正典	市民福祉部こども未来課長
	市野 朝子	市民福祉部こども未来課参事(子ども・子育て担当)
	柴田 直美	市民福祉部こども未来課子ども・子育て係長
	浅井 直樹	市民福祉部こども未来課子ども窓口係長



新城市こどもの未来応援事業計画

発行：新城市
編集：新城市 市民福祉部 こども未来課
発行年月：平成 29 年 3 月
〒441-1392
愛知県新城市字東入船 6 番地 1
電話：0536-23-1111
FAX：0536-23-2002